

JAPAN HUNTERS ASSOCIATION

日 獵 會 報



第42号
平成28年9月1日



一般社団法人 大日本獵友会



日獵会報

第42号 平成28年9月1日

目次

会長挨拶	1
特集1 特別寄稿 I	2
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施について	
特集2 特別寄稿 II	6
鳥獣被害の現状と対策について	
特集3 ドローン調査事業	10
大日本獵友会平成28年度事業計画等	14
トピックス 各地からのたより*大阪府	18
トピックス レンジャーだより*南アルプス	20
トピックス 会員の慶事紹介	22
トピックス 会員の書籍紹介	23
大日本獵友政治連盟活動報告	24
狩獵関係統計資料	28
共済だより	34
「ポスターの女性（ひと）」紹介	48

会 | 長 | 挨 | 拶



一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

今年も構成員（会員）の皆様、「日猟会報」をお届けします。例年にも増して多くの記事や情報を掲載しておりますので、是非ご一読いただきますようお願いいたします。

さて、私は平成22年に本会の会長に就任して以来3期6年が経過し、この5月に開催された本年度の定時総会で会長に再選されました。就任以来、銃刀法や鳥獣被害防止特別措置法等の狩猟に関する法令の改正などに精力的に取り組み、多くの成果を挙げて参りましたが、引き続き第4期目は、さらなる関係法令等の改正に加え、本会及び都道府県猟友会の積極的な事業展開に努めて参りたいと考えております。

猟友会は、かつては主な狩猟対象はカモ類やキジ類などの鳥類が主であり、社会的には趣味、ボランティアの団体として認識されていたと考えられますが、近年のニホンジカやイノシシの生息数・生息域の大幅な増加が農林漁業や自然環境に深刻な影響を及ぼすに至り、その駆除や個体数管理は社会的にも重要な課題となり、本会の役割や責務、そして本会への期待は非常に大きなものとなっています。

昨年度から開始された環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業では、本会の積極的な取組方針や事業費助成

措置等の効果もあり、7月末現在で既に21の都道府県猟友会が鳥獣捕獲等事業者として知事の認定を受けています。また本年度中に認定取得を予定する都道府県猟友会も多く、ニホンジカやイノシシの個体数調整・管理には、猟友会こそが当事業の担い手であるとの自負を深めております。

一方、第1種猟銃免許所持者の数は減少を重ね、昭和50年には約50万人を数えた所持者が平成25年度では約9万6千人と1/5以下に大きく減少し、高齢化の進行もあり猟銃狩猟者の減少及び後継者問題が深刻な状況となっております。昨年度の本会構成員数は幸いにも40数年ぶりに増加に転じましたが、その要因はわな猟免許者の増加によるもので、第1種猟銃免許者を増加させていくことが大きな課題となっております。

近年の狩猟免許所持者の増加には、環境省・農水省や各地方自治体、各都道府県猟友会による諸対策が成果を挙げつつあると考えられますが、これまで当会としては特段の都道府県猟友会に対する支援策を講じていなかったことから、当会が行う普及啓発等の取組みの拡充と併せ、この問題に積極的に取り組んでまいります。

また、大型獣の狩猟機会の増加から安全狩猟対策の拡充も大きな課題であり、共済保険事業の運営基盤の強化とともに、安全狩猟推進のための地域での講習や指導等の充実にも重点的な取組みを図ってまいります。

このため、本年度は30数年ぶりに本会会費を値上げさせていただくこととなりました。会員の皆様には、このような本会の取組方針についてご理解をいただき、これまで以上のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。また、構成員ひとり一人の皆さんと一緒に、社会的にも信頼される猟友会づくりに一層取り組みたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。明日の猟友会のために、皆で頑張っていきましょう！

末筆になりましたが、間もなく狩猟が解禁となります。本年度も皆様のご健勝と、安全で楽しい狩猟を祈念して、ご挨拶といたします。

特別寄稿 I

指定管理鳥獣捕獲等事業の 実施について

環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

1 はじめに

一般社団法人大日本猟友会及び会員の皆様におかれましては、日頃から鳥獣行政に対するご理解とご協力をいただいているところであり、大変感謝申し上げます。

ご承知のとおり、平成27年5月29日に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」といいます。）が施行され、これまでの鳥獣の保護を基本とした施策に加え、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態にする「鳥獣の管理」のための施策が導入されたところです。

具体的には、都道府県による捕獲事業の創設（指定管理鳥獣捕獲等事業）とこれを支援するための交付金事業の予算化、捕獲の担い手の確保のために捕獲を専門的に行う法人の認定制度が導入され、現在、各都道府県において、これら施策の展開が図られているところです。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設の背景

近年、ニホンジカやイノシシ等について、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっています。ニホンジカやイノシシ等による被害の減少については、従来から実施している侵入防止柵の設置等による防除や加害個体を捕獲する施策では限界があることから、ニホンジカやイノシシの鳥獣のみならず、他の野生鳥獣の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠です。また、個体群管理については、適切な目標を設定した上で関係機関が連携し、これまで以上に科学的・計画的に実施することが求められます。

鳥獣保護管理法においては、国、都道府県、市町

村、民間団体、事業者等が、それぞれ分担しながら鳥獣の保護管理に取り組むこととしています。国においては、関係省庁と連携を図り、全国的な見地から法律、基本指針等により、国全体としての鳥獣の保護管理の行政の方向性を示すとともに、これに沿った取組を促進します。都道府県においては、地域の鳥獣の保護管理の見地から、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣全般を対象とした鳥獣保護管理事業計画や特定の鳥獣を対象とした特定計画を作成し、科学的・計画的な鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施することになっています。また、市町村においては、近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から移譲されるほか、農林水産物の被害防止対策等、鳥獣管理における役割が大きくなっていることから、都道府県の指導の下に、連携して鳥獣保護管理事業を実施します。

こうしたことを踏まえた「鳥獣の管理」を推進するための新たな措置として、全国的に生息数が著しく増し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であり、当該鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案し、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣について、環境大臣が指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）として指定するとともに、都道府県による主体的な捕獲を強化するために、指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されたところです。

鳥獣保護管理法においては、これまで以上に広域的な鳥獣の管理を実施することが求められており、都道府県内の捕獲全体の調整を行い、従来の捕獲に加えて、必要な捕獲を都道府県が実施することにより、より一層の鳥獣の適正な個体群管理を図ることとしています。

3 指定管理鳥獣捕獲等事業について

指定管理鳥獣捕獲等事業は、環境大臣が指定した指

定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県がその生息状況、被害状況等を勘察し、捕獲を強化する必要があると判断した場合に、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定め、これを踏まえて、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画を策定し、その計画に基づき、都道府県が捕獲等を行う事業です。

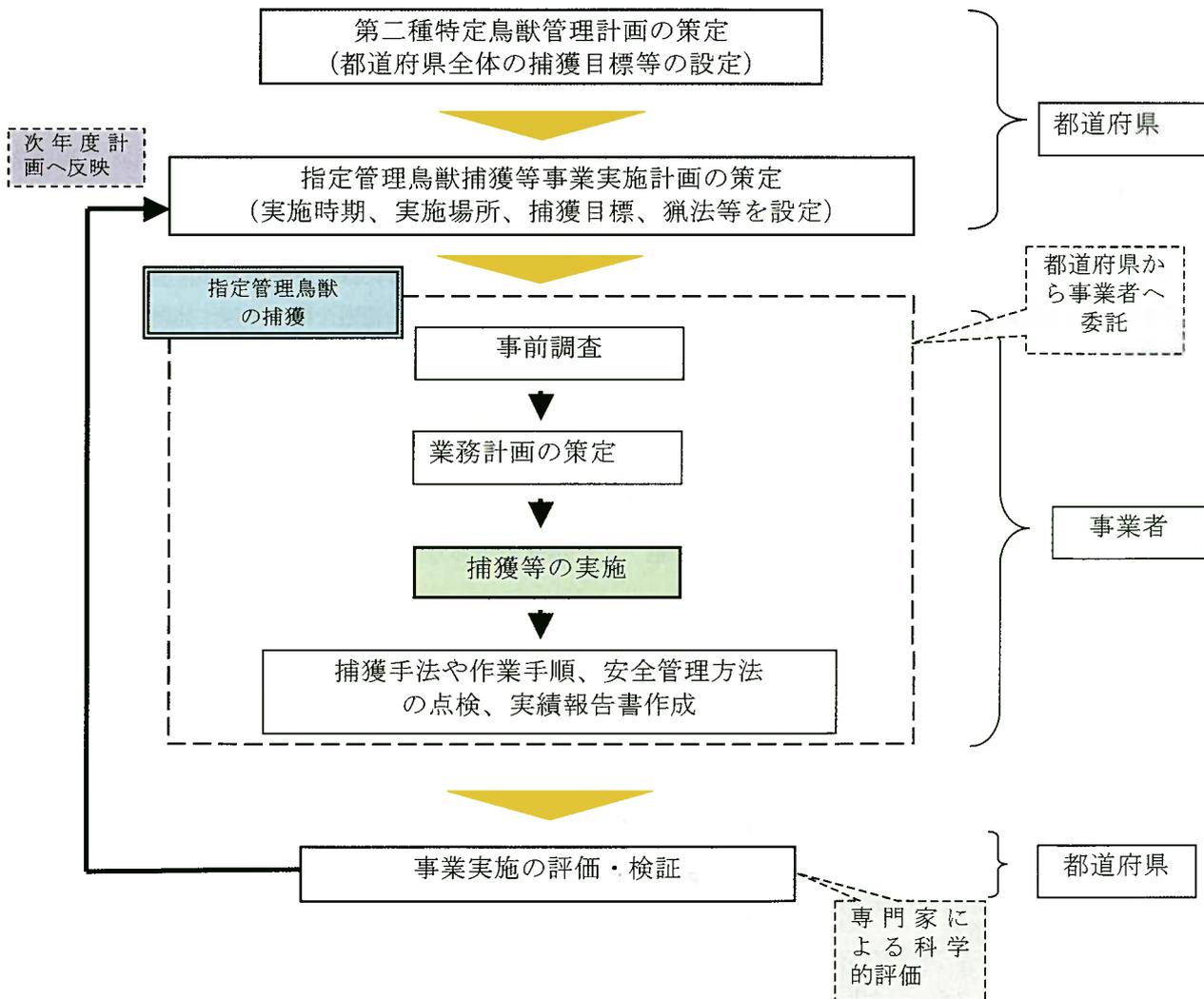
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、都道府県が指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理を担っていることから、従来から実施されている市町村による有害鳥獣捕獲や狩猟による捕獲等の状況を踏まえて、適切な役割分担がなされるように市町村等と調整を行い、当該事業における必要な捕獲目標等を設定の上、都道府県が主体的に実施することになります。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、次の規制緩和が適用されます。

- ① 通常、鳥獣の捕獲については、都道府県知事の

許可が必要となりますが、指定管理鳥獣捕獲等事業は捕獲主体が捕獲許可の権限を有する都道府県であることから、「捕獲の許可申請が不要」となります。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は、その一部又は全部を認定鳥獣捕獲等事業者等へ委託することが可能となっており、その際、委託を受けた事業者においても捕獲許可申請が不要となりますが、都道府県から当該事業者に対して捕獲従事者証が交付されるので、当該事業者に属する従事者はこれを携行する必要があります。

- ② 日の出前・日没後の銃猟については禁止されていましたが、都道府県が作成する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において夜間銃猟の実施を位置づけ、この計画に従い、都道府県が委託した認定鳥獣捕獲等事業者（夜間銃猟の認定を受けた事業者に限る）が、方法や区域、実施体制等を定めた



指定管理鳥獣捕獲等事業の実施イメージ

作業計画について都道府県の確認等を受ける厳格な条件の下で実施する場合に限り、「夜間における銃猟」ができます。

- ③ 原則として、捕獲個体の処理については、持ち帰るか、捕獲した場所に埋設する等、適切に対処する必要があります。都道府県が作成する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において、捕獲した個体を放置することを位置づけ、この計画に従い、非鉛弾を使用し、放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合に限り、「捕獲個体の放置」ができます。

4 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入及び認定状況

(1) 認定鳥獣捕獲等事業者について

鳥獣捕獲の中心的な役割を担っている狩猟者は、この40年間で4割以下となり、狩猟免許所持者数（延べ数）は18.5万人（平成25年度）、そのうち60歳以上が6割以上を占めています。こうした状況を踏まえて、狩猟者の育成や確保を図るとともに、鳥獣の捕獲等を組織として専門的に行う法人の育成・確保を図る認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣の捕獲等を専門的に行う事業者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していること等について、都道府県知事の認定を受けることができる制度です。

認定を受けた法人は、「認定鳥獣捕獲等事業者」と呼ばれ、その役割として、都道府県からの指定管理鳥獣捕獲等事業の受託や市町村や団体などからの被害防止のための捕獲等に携わるなど、地域の鳥獣捕獲の担

い手となることが期待されています。なお、認定の有効期限は3年で、一つの都道府県で認定を受けることにより、全国で有効となります。

認定される法的なメリットとしては、①法人として許可捕獲を受けて従事者証の交付を受けることができること、②捕獲従事者の狩猟免許更新時の適性試験が免除されること、③指定管理鳥獣捕獲等事業における夜間銃猟の実施者になれること（夜間銃猟に関する基準を満たしている場合に限る）、④認定鳥獣捕獲等事業者の名称を使用できること等があります。また、平成27年度税制改正において、認定鳥獣捕獲等事業者に属する捕獲従事者は、認定鳥獣捕獲等事業者としての捕獲実績がある場合に狩猟税が免除されています。

一方、認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等を専門的に請け負う法人であり、効果的な捕獲、法令の遵守と安全かつ適正な捕獲、適切な契約の履行など、社会的責任を負うこととなります。例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業などの公的な予算を投入している事業の場合は、作業の安全性や効率性、捕獲目標の達成度、捕獲の効果等について、一定の成果が求められます。都道府県等から業務を受託した事業者は、その業務の成果に対する責任や捕獲従事者への監督責任も問われることとなります。

このため、日頃から、捕獲従事者に対して、適切な研修や訓練を行い、安全かつ効率的な捕獲を行うための技能を維持・向上させる必要があります。また、人材を確保するためには、求められる技術や作業にふさわしい労働環境や待遇を整える等、捕獲を推進するための十分な体制を整備することが認定鳥獣捕獲等事業者の重要な責務となります。

(2) 認定の状況

認定鳥獣捕獲等事業者は、各都道府県において認定が進んでおり、平成28年7月28日現在において、34

○ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定状況（平成28年7月28日現在）

都道府県数	認定団体数	認定鳥獣捕獲等事業者の業種	鳥獣別の認定状況	
			ニホンジカ	イノシシ
34 都道府県	76団体 ※うち5団体が夜間銃猟を含む認定	猟友会、林業、NPO法人、銃砲店、警備業、建設業、食肉販売、害虫駆除、わな製造業、環境コンサルタント等	70団体	51団体

注1：夜間銃猟の認定を受けている団体は、北海道が2団体、東京都、兵庫県及び和歌山県が1団体となっている。

注2：対象鳥獣の欄は、ニホンジカ及びイノシシを対象としている団体のみを記載しているが、他の鳥獣を対象としている場合もある。

都道府県において76団体が認定されています。なお、都道府県猟友会については、21道府県において認定されているところです。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金による支援

都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を推進するため、環境省では27年度から交付金による支援を行っています。27年度については、18億円（26年度補正分：13億円、27年度当初予算分：5億円）、28年度については、10億円（27年度補正予算分：5億円、28年度当初予算分：5億円）の予算措置を行ったところです。

交付金による支援内容は次のとおりです。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の検討・策定
- ② ①に必要な、鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測など）、農林水産業、生態系、生活環境に係る被害状況の調査
- ③ 鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施
- ④ 捕獲個体の搬出・処分
- ⑤ 適正かつ効果的な捕獲手法等の技術開発や現地実証
- ⑥ ③の実施による捕獲情報（鳥獣種、雌雄別・幼成獣別等の捕獲数、捕獲場所等）等の収集・整理・分析
- ⑦ ③の事業評価や検証
- ⑧ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

なお、28年度については、上記に加え、市町村との連携による効果的な捕獲モデルの取組を、地方負担がない定額補助の事業メニューに追加しています。

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実施状況については、27年度はニホンジカの生息数の多い道府県を中心に33道府県において実施されたところです。28年度については、ニホンジカの生息分布が拡大し、

生息が確認された県等が新たに実施し、37道府県（ニホンジカ：35道府県、イノシシ：16県）で実施される予定です。

6 終わりに

地域における野生鳥獣対策については、これまで猟友会及び会員の皆様のご理解とご尽力を頂いて推進されているところです。

都道府県猟友会におかれても認定鳥獣捕獲等事業者の認定が増えており、今後は、市町村による有害鳥獣捕獲の担い手としてのみならず、都道府県から捕獲等の事業を受託する認定鳥獣捕獲等事業者として活躍される場面も増えるものと存じます。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、これまでの市町村による捕獲等とは、捕獲等に対する考え方や体制が異なり、都道府県から捕獲等事業を受託した場合は、受託事業者として、契約を履行する法人としての責任が発生し、契約内容を安全かつ確実に遂行し、成果を上げることが求められます。また、指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣の被害状況や生息状況を踏まえて捕獲目標等を記載する第二種特定鳥獣管理計画に基づき、都道府県内の広い範囲において科学的・計画的にニホンジカやイノシシの個体群を管理（個体数を適正な水準まで抑制）することを目的としていることを十分理解した上で実施する必要がある、これまで以上に行政と連携を図りながら捕獲を進めることが重要になります。

猟友会及び会員の皆様においては、事業者やその従事者として、社会的な責任等が大きくなると思いますが、同時に、地域社会への貢献度はさらに高くなり、その発展に欠かせない存在と考えますので、今後の益々ご活躍を期待する次第です。

最後に、猟友会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念申し上げます。

○ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実施状況（28年度）

対象鳥獣	実施都道府県
ニホンジカ	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
イノシシ	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

注：次年度の捕獲に向けて、調査等のみを行う県がある。

特別寄稿

鳥獣被害の現状と対策について

農林水産省農村振興局農村環境課 鳥獣対策室

1. はじめに

猟友会員の皆様方には、平素より農林水産業被害を防止するための有害捕獲活動等にご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。近年、狩猟者の数は減少し、高齢化も進んでおりますが、皆様の献身的なご協力のおかげでイノシシやシカをはじめとした野生鳥獣の捕獲頭数は増加しています。それでもなお、その生息数や生息域は増加・拡大の一途をたどっており、今や鳥獣被害は中山間地域に限らず、都市部も含めた全国的な問題となっています。

平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、「鳥獣被害防止特別措置法」といいます。）が制定され、市町村や農林漁業者等の地域住民が主体となって行う被害防止の取組に対して、国が積極的に支援する仕組みができ、これまで侵入防止柵の設置や捕獲、追払い活動など様々な対策が各地で展開されてきました。

また、平成25年12月に環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、平成35年度までにシカとイノシシの個体数を半減させることを目標に掲げ、両省において捕獲を強力に推進するための取組を講じています。特に環境省では、増えすぎた野生動物を積極的に『管理』していく対策を講じていくため、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護法」といいます。）を改正し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」といいます。平成27年5月施行。）に改め、捕獲対策を強化するための新たな制度・事業を創設するなど、鳥獣行政は今、大きな転換期を迎えています。以下、農業被害の現状や農林水産省における取組の状況等についてご紹介いたします。

2. シカ、イノシシ等の野生鳥獣による被害について

全国の農作物被害額は、調査を開始した平成11年度以降、毎年200億円前後で推移しています。直近の

平成26年度の被害額は191億円となっており、このうち、シカ、イノシシ、サル の3 獣種による被害は全体の約7割（133億円）を占めています（図1）。平成26年度における被害額について都道府県別に見ると、被害額の大きい順に北海道、福岡県、長野県、山形県、宮崎県となっています。全国的な被害額は若干の減少傾向にありますが、都道府県別、さらに細かく市町村別に被害額の推移を見てみると、被害が大きく増加している地域もあれば、減少している地域もあり、地域によってかなり状況が異なることが分かります。もちろん、これには地理条件など様々な要因が考えられますが、被害対策の充実度に地域的に差異が生じてきていることも一因だと考えています。

全国的な被害額はここ数年、わずかに減少していますが、実は手放しでは喜べません。ご紹介している農作物被害額は、実際に耕作して食害を受けた場合の経済的な被害額が積み上げられているもののため、被害による農家の営農意欲の減退や、これに伴う耕作放棄地の発生、侵入防止柵の設置等の被害対策に要する精神的・労務的負担など、直接的に数字に表わせない被害も発生しています。また、あまりに被害が酷くて耕作を諦めてしまった場合は、被害額として計上されないため、数字上は被害が無かったかのように見えてしまいます。

更に、被害は農業分野に限らず、シカによる剥皮、苗の食害等の林業被害や、カワウによるアユ等の食害、トドによる漁具の破損等の水産業被害も発生しています。クマやサル等による人身被害、車や列車との

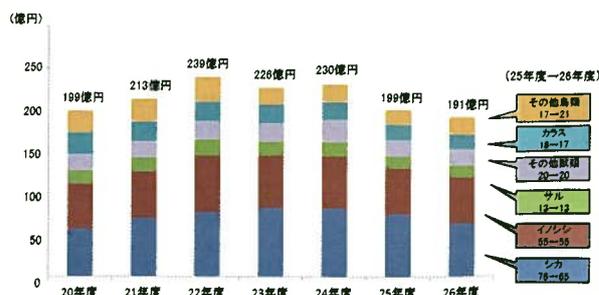


図1 農作物被害額の推移

接触事故や家屋・文化財の破損、希少生物への被害など、生活環境や生態系への影響も深刻化しています。皆様がお住まいの地域でも「シカが森林内の下草を食べ尽くしてしまい、ヤマドリやキジもいなくなってしまう。少しの雨なのに川が濁ってしまって、魚の遡上が減ってしまった。」という状況が見られることも多いのではないのでしょうか。

3. 鳥獣被害防止特別措置法の概要等について

これまでも、生息数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣については、鳥獣保護法（現在：鳥獣保護管理法）に基づいて、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画（現在：鳥獣保護管理計画）を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けた保護管理対策が行われてきました。

一方で、近年、鳥獣による農林水産業の被害が全国的に深刻化していることに加えて、各地域毎に被害の状況は大きく異なっていることから、市町村や地域住民が中心となって効果的な被害防止対策に取り組むことができる仕組みを早急に構築することが必要となっていました。鳥獣被害防止特別措置法は、このような状況を踏まえて平成19年12月に制定された法律です（図2）。

鳥獣被害防止特別措置法は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって被害防止対策に取り組めるよう、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を定め、この基本指針に即して市町村が被害防止計画を作成するとともに、被害防止計画を作成した市町村に

対して、国等が財政支援をはじめとする各種支援措置を講じる内容となっています。例えば、

- ①市町村が希望する場合、都道府県知事から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を市町村長に委譲できる、
- ②市町村において、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等を行う、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という）を設置することができ、実施隊員については狩猟税が免除される、
- ③市町村が負担した駆除などに要した経費の8割が特別交付税として措置される（従来は5割）とともに、補助事業など必要な財政上の支援を受けることができる、

等の措置が講じられています。

さらに、狩猟人口の減少・高齢化等の現状に鑑み、捕獲対策の担い手を確保し、捕獲の一層の推進等を図るため、実施隊員については「当分の間」、実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については「平成28年12月3日までの間」、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃所持許可の更新時に必要な技能講習が免除されています。

この「平成28年12月3日までの間」という期限は、平成26年の鳥獣被害防止特別措置法の改正によって2年間延長されたものですが、現在、この期限をさらに延長するための法改正について、貴会の要請等を受け、与党を中心に検討が進められています。今般の改正においては、捕獲した鳥獣の食肉（いわゆるジビ

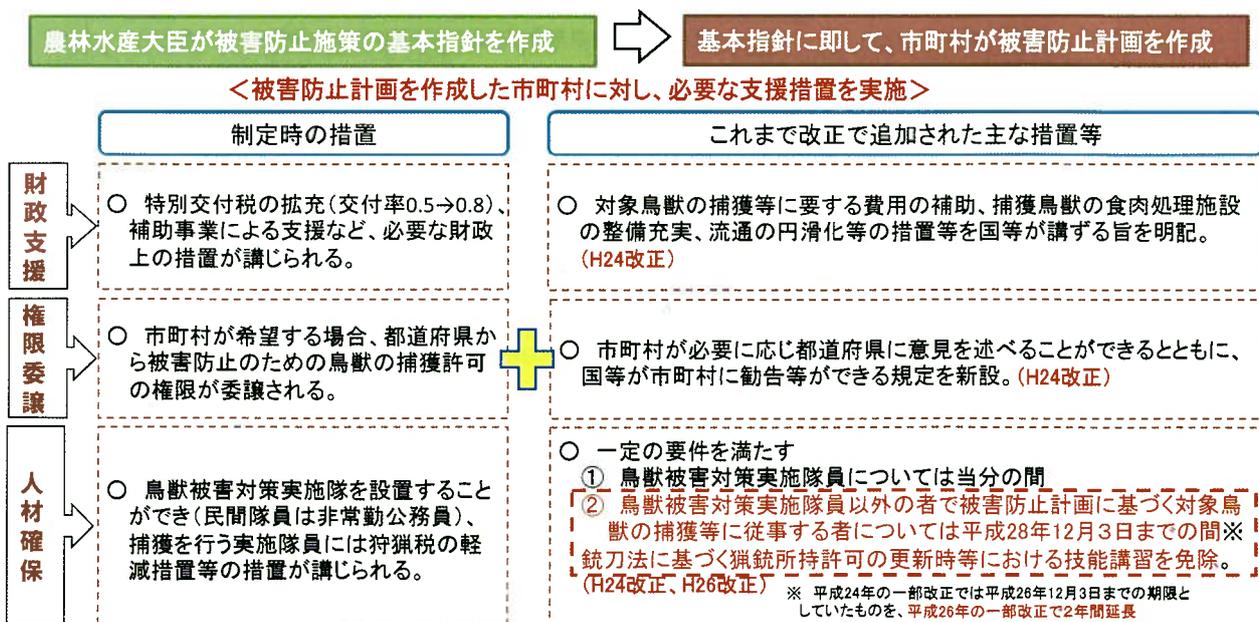


図2 鳥獣被害防止特措法の仕組み

エ) 等への利活用の推進や、実施隊の設置・体制強化の推進なども改正の論点として議論されています。

4. 農林水産省における鳥獣被害防止のための予算措置について

個々の農家が鳥獣被害対策を行っても効果は限られるため、地域全体としての被害を軽減するために市町村が中心となって、農業者等の地域住民が地域ぐるみで被害対策に取り組むことが重要です。こうした鳥獣被害防止特別措置法の趣旨に基づいて、農林水産省では、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの被害防止対策の取組に対して「鳥獣被害防止総合対策交付金」という予算にて支援を行っています(図3)。

具体的には、被害を防ぐために電気柵や金網柵等の侵入防止柵を設置することや、鳥獣を集落に寄せ付けないために放任された果樹を伐採したり、山際の藪を刈り払ったりすること、花火や犬などを用いた追払い活動など、様々な取組に対して支援を行っています。もちろん、有害捕獲に対しても、捕獲するための罠の購入や、動物の生息状況や行動を調査するために必要な機材(カメラ等)の購入の支援、捕獲そのものに対する1頭当たり8千円を上限とした支援、更には捕獲の技術を向上させるために必要な射撃場の整備に対しても支援を行っています。この他にも、研修会の開催も支援していますので、例えば、効果的な罠の設置や射撃方法等の捕獲技術を学ぶための研修会を開催する

場合にも支援は可能です。原則として、市町村単位での取組を支援していますので、支援を希望される場合はまずはお住まいの市町村にご相談ください。

5. 鳥獣被害対策実施隊を中心とした体制整備の推進について

鳥獣被害防止特別措置法の制定以降、被害防止対策に取り組む市町村の数は着実に増加しています。鳥獣被害が認められる全国の市町村約1,500の約9割にあたる1,443の市町村で被害防止計画が作成され、そのうち、被害防止活動の担い手となる実施隊を設置している市町村は全国で1,073市町村と、被害防止計画作成市町村の7割となっています(平成28年4月末時点)。

実際に現場で被害防止活動を行う農林漁業者や狩猟者は高齢化が進み、その従事者も減少していることから、市町村の実施隊が中心となって、捕獲をはじめとした被害防止活動を活発かつ持続的に行っていただくことが期待されています。このため、実施隊のさらなる設置促進に向けて、農林水産省では、上述の鳥獣被害防止総合対策交付金において実施隊を設置している市町村への重点支援を行うなどの取組を行っています。既に実施隊に参画されている猟友会員の皆様も大勢いらっしゃると思いますが、一部の地域では狩猟免許をもった方が参加していない実施隊もあります。実施隊に参画したことで、「市町村との連携・交流が進んだ」、「猟友会の社会貢献が広く住民に伝わる契機になった」などの効果があったという声も聞いて

ハード対策	ソフト対策
<ul style="list-style-type: none"> ○侵入防止柵等の被害防止施設 <small>※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。</small> ○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場) <p>【事業実施主体】 地域協議会、地域協議会の構成員</p> <p>【交付率】 都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等) <small>(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>侵入防止柵</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>処理加工施設</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>捕獲技術高度化施設</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動 <small>(※実施隊、民間団体、新規地区が取組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))</small> ○捕獲を含めたサル等の複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証 <small>(※実施隊が取組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)</small> ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組 <small>(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)</small> ○捕獲活動経費の直接支援 <small>(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8千円以内等を支援)</small> ○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修(※定額支援) ○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組(新規)(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援) <p>【事業実施主体】 地域協議会、民間団体等</p> <p>【交付率】 都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) <small>(※条件により、一部定額支援あり)</small></p>

図3 鳥獣被害防止総合対策交付金 平成28年度予算額：9.5億円

います。市町村から実施隊に参画してほしいと呼び掛けがあった場合には、是非とも前向きにご検討いただくよう、お願いします。

6. 捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）等への利活用の推進について

これまで、捕獲した鳥獣の多くは、埋められたり焼却処理されてきましたが、近年、捕獲頭数が急増しているに伴い、これらを食肉（ジビエ）等の地域資源として有効活用する気運が高まっています。

厚生労働省では食品衛生法に基づく規制に加え、平成26年11月に野生鳥獣肉の利活用に当たって、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の各段階における適切な衛生管理の考え方等を示した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を作成し、公表しています（図4）。

また、農林水産省としても、先ほどご紹介した鳥獣被害防止総合対策交付金によって、ジビエの処理加工施設の整備や、ジビエ利用の専門家による研修会の開催などの取組を支援しています。

昔からイノシシやシカが捕獲されてきた地域では、ジビエを食べる食文化も継承されていますが、近年は都市部でもジビエ料理を提供する飲食店が増えてきており、「ジビエ」という言葉も一般的になりつつあります。捕獲した鳥獣を食材として利用する加工業者や飲食業者にとっては、食品として衛生的に安全であるかどうかはもちろんのこと、捕獲個体の情報（どこ

で、いつ、どのような方法で捕獲されたのか等）や食材としての規格（品質、形状等）や特徴（栄養成分、加工特性等）も重要なポイントです。このため、捕獲から流通・加工、消費に至るまでの複数の関係者（地方自治体、ジビエ処理加工施設運営者、流通等に関わる民間企業・試験研究機関）が取り組む調査・検証や普及啓発の全国的な取組についても、今年度から新たに支援を開始しました。

こうした利活用の取組を通じて、捕獲数の増加や被害低減だけでなく、ジビエを地域資源として地域おこしにつなげている事例も出てきています。

7. 終わりに

繰り返しになりますが、鳥獣被害対策は、捕獲だけでなく、侵入防止柵の設置や追払いなどの様々な対策を、様々な立場の方が協力して実施しなければ、効果が生まれません。それゆえ、その調整役を担うことになる市町村には少なくない負担がかかっていることも事実です。また、今後も特に中山間地域では都市部に比べて過疎化・高齢化が早いペースで進んでいくことが見込まれています。

そのような中、地域の生業や生活環境を守っていくためにも、ますます地域の関係者が力を合わせて鳥獣対策に取り組むことが求められています。猟友会員の皆様におかれましても、どうかお体には十分にお気を付けいただきつつ、今後とも、鳥獣被害対策に対してご協力を頂きますことを切にお願い申し上げます。

【狩猟時】における取扱

- ・銃による狩猟の際は、**ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。**
- ・わなによる狩猟の際は、捕獲個体を可能な限り生体で**食肉処理施設へ運搬。**
- ・野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- ・屋外での**内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。**

【運搬時】における取扱

- ・必要に応じて冷却するなどしながら、**速やかに運搬。**
- ・1頭ずつシートで覆う等し、運搬時に**個体が相互に接触しないよう配慮。**
- ・運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

- ・食肉処理施設に「**摂氏83度以上の温湯供給設備**」「**十分な高さを有する懸吊設備**」を設置するよう、**条例で定めることが望ましい。**
- ・1頭ごとに、内臓摘出等の作業終了時には**機械器具を洗浄。**
- ・解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は**廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。**

【加工、調理及び販売】における取扱

- ・枝肉等の異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は**廃棄し、食肉処理業者に連絡。**
- ・食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては**十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。**
- ・処理に使用する器具等は処理終了毎に**摂氏83度以上等の消毒を行い、保管。肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは摂氏15度）以下で保存。**

【消費時】における取扱

- ・中心部の温度が**摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。**
- ・まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に**洗浄、消毒し、衛生的に保管。**

図4 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）概要

ドローン調査事業

大日本猟友会猟友会では、「ドローン」を活用した上空からのニホンジカやイノシシ等の大型獣の生息状況調査手法の実用化を目指し、世界最大のドローンメーカーであるDJIの日本人やシステム開発会社と協同して、ドローンと赤外線サーモグラフィカメラ・画像解析技術を活用した高精度の調査手法の開発・確立を進めています。

この特集記事では、ドローン及び調査手法開発に関する様々な情報をお伝えします。

1. ドローンって何？

近年注目を浴びている「ドローン」。本格的な実用化はまだ先の話だとされていますが、その可能性に着目し、将来の実用化に向けて活用を検討する企業や自治体が増えてきています。大日本猟友会としてもその活用が現実となろうとしています。

ドローンとは、もともと英語で「オスのミツバチ」を意味しますが、転じてブンブンという「ハチの羽音」のことも意味しています。プロペラ機の風切り音が羽音に似ているため、「プ

ロペラ式の小さな無人航空機」をドローンと呼ぶようになりました。

機能・活用用途としては空撮・接写・測量・配送・防犯・農薬散布などがあります。最近では松くい虫の調査、シカ・イノシシの生態調査、上空からの農作物の生育調査、スズメバチの巣の確認。保育園の卒園式を上空から撮影、今まで高額だった自宅の航空写真撮影など沢山の用途が広がっています。

多くのドローンメーカーが国内外に存在する中、国内で圧倒的なシェアを持つのがDJI JAPAN(株)です。その機能性や安全性の高さで操縦者や産業界より多くの支持を受けています。DJI JAPAN(株)のドローンは、安定飛行が最大の魅力です。センサーや制御技術の発達もあり、非常に飛行が安定しています。無風状態であれば、少し練習するだけで簡単に空中静止を行うことができますし、タブレットでモニタリングできるので画面を見ながら操縦・撮影もできます。また、GPS機能を利用すると多少の風でも同じ位置に留まり続けることも可能です。



ドローンの安全性について今のところ、日本ではドローンによる怪我等の事故は数件発生していますが、死亡事故や大規模な事故等はありません。飛行ルールを定めた改正航空法が2015年12月施行され、新ルールが確立されたことも影響しているものと思われます。

みなさんの記憶にも新しい、2016年4月に発生した熊本地震で被害を受け、連日テレビ放送された熊本城の映像などは、そのほとんどがドローンで撮影されたものでした。

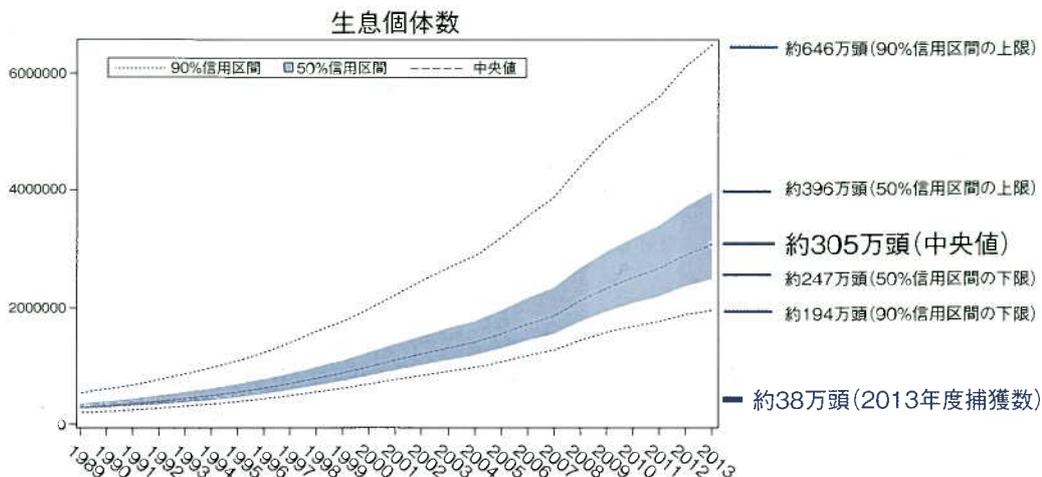


Ⅱ. ドローンによるニホンジカ 生息状況調査等の推進

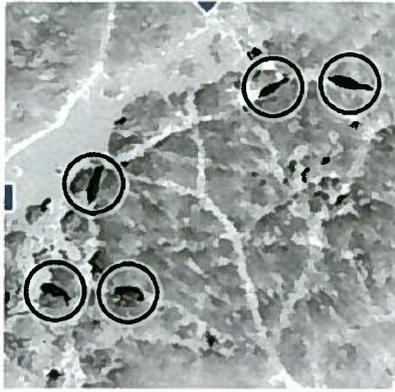
大日本猟友会は、近年増加が著しいニホンジカ・イノシシ等の有害鳥獣捕獲や個体数管理の主体的な役割を担っており、これらの事業を一層効果的、効率的に進めるため、ドローンと赤外線サーモグラフィカメラ・画像解析技術を活用した高精度の野生鳥獣の生息状況調査（個体数調査）手法の開発・確立に努めています。

これまでのニホンジカ・イノシシ等の個体数調査は、目撃数、捕獲数、捕獲確率、糞塊確認等のデータを基にした推計方法により行われています。例えば、環境省によるニホンジカの2013年度末の個体数推計（北海道を除く）では、約305万頭（中央値）とされていますが、50%信用区間で247万頭～396万頭、90%信用区間で194万頭～646万頭と大きな幅があることから、数値をより正確に知る方法が求められています。

■ 環境省によるニホンジカの個体数推定（北海道を除く）



※平成25(2013)年度の自然増加率の推定値は中央値1.19(90%信用区間:1.09-1.28)
(参考)平成25(2013)年度の北海道の推定個体数は約54万頭(北海道資料)



赤外線サーモグラフィーカメラで撮影した画像。丸印の中がシカ



可視光（4K）カメラで撮影した画像（左と同一地域）

全国でニホンジカによる農業被害が相次ぐ一方、これまで正確な個体数は把握できていないのが現状でした。個体数と生息状況の正確な把握は、狩猟計画策定につながる重要な調査です。

ドローンを野生動物の生態調査に活用することは、環境省、農水省、自治体などからも期待されています。

今回、ドローンという新しい技術を用いて、上空からの直接観察による野生鳥獣の個体数計測システム開発を行うとともに、併せて農林業被害の科学的調査システムや高周波を活用した被害防止システムの開発にも取り組みたいと考えています。

Ⅲ. 大日本猟友会とDJI JAPAN、スカイシーカーとの調印式

4月27日、大日本猟友会会議室において、大日本猟友会（佐々木会長）とDJI JAPAN（株）

（呉社長）及びシステム開発会社である（株）スカイシーカー（宮本社長）の三者が、自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟会長代行の鶴保庸介参議院議員（現内閣府特命担当大臣 沖縄・北方対策、科学技術政策、宇宙政策担当）の立会の下、ドローンを活用した野生鳥獣の生息状況調査に協同して取り組む合意書の調印式を行い、多くの報道機関が取材に訪れました。

また、スカイシーカーとDJI JAPANは、東京都あきる野市と協定を結び、廃校を利用した市の体験型研修施設「戸倉しろやまテラス」を活用して、ドローン操縦技術者の養成にも取り組んでいます。今後大日本猟友会の会員が「DJI CAMP」に大勢参加し、ドローンの認定資格を取得して全国各地でニホンジカ等の生息状況調査に活躍することを期待します。



調印式の様子



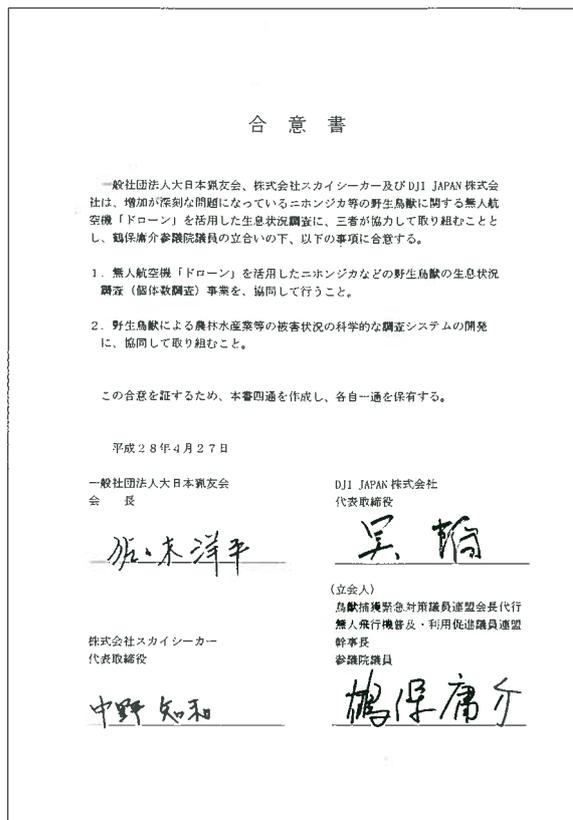
記者発表を行う佐々木会長

IV. ドローン議連の発足

ドローンに関する各界の関心の高まりを受けて、自民党に「無人航空機普及・利用促進議員連盟」(略称「ドローン議連」)が設立され、4月6日自民党本部において設立総会が行われました。当議連の設立には、佐々木会長の活躍がありました。

鳥獣議連の主要メンバーである二階総務会長(現幹事長)が会長に、また、会長代行には林幹雄経済産業大臣、幹事長には鶴保庸介先生(前出)、事務局次長には武部新衆議院議員が就任し、鳥獣議連同様の活発な活動展開が期待されます。

また、佐々木会長は、国土交通省に設置されている「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」及び「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会」の委員にも就任しており、自然分野におけるドローンの活用や安全利用等に関して発言しています。



DJI JAPAN 吳社長によるドローン利用に関する講演

(記事の編集協力)

株式会社スカイシーカー (<http://skyseeker.jp/>)

- ・主な事業内容: 各種調査事業 (動物の生態調査・シカカウンターシステムの開発)
- ：人材育成事業 (DJI CAMPの運営・自由飛行訓練会・初期飛行講習会)

大日本猟友会 平成28年度事業計画等

大日本猟友会の平成27年度事業報告・決算及び28年度事業計画・予算等については、5月30日に東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において開催された平成28年度定時総会及び27年度末の3月25日に開催された理事会等において承認されました。

以下、その概要を紹介します。

●平成28年度定時総会の概要

承認議案

- 第1号議案 平成27年度事業報告について
- 第2号議案 平成27年度貸借対照表、正味財産増減計算書の承認について
- 第3号議案 構成員納入金の金額の変更について
- 第4号議案 理事及び監事の選任について
- 第5号議案 会長及び副会長の選定について
- 第6号議案 専務理事の選任について

来賓（敬称略、挨拶順）

- 伊吹 文明 自民党衆議院議員、前衆議院議長（鳥獣議連顧問）
- 石田 祝稔 公明党衆議院議員（野生動物被害対策プロジェクトチーム顧問）
- 河村 建夫 自民党衆議院議員（本会顧問及び鳥獣議連副会長）
- 亀澤 玲治 環境省大臣官房審議官（自然環境局担当）
- 三浦 正充 農林水産省農村振興局農村政策部長
- 小柳 誠二 警察庁生活安全局保安課課長
- 森山 昌人 林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長

●大日本猟友会の新体制の役員

平成28年度 役員名簿

会 長	佐々木 洋平	公益社団法人岩手県猟友会会長
副 会 長	阿部 多一	一般社団法人福島県猟友会会長
同	鈴木 理之	一般社団法人千葉県猟友会会長
同	赤津 安正	一般社団法人長野県猟友会会長
同	内田 克宏	一般社団法人三重県猟友会会長
同	高橋 徹	一般社団法人高知県猟友会会長
専務理事	浅野 能昭	一般社団法人大日本猟友会
理 事	天崎 弘	一般社団法人北海道猟友会会長
同	板橋 一好	一般社団法人栃木県猟友会会長
同	澤地 忠彦	公益社団法人東京都猟友会会長
同	藤巻 光美	一般社団法人山梨県猟友会会長
同	佐藤 勝彦	一般社団法人愛知県猟友会会長
同	西川 義丈	一般社団法人兵庫県猟友会会長
同	山根 武文	一般社団法人島根県猟友会会長
同	新谷 和彦	一般社団法人山口県猟友会会長
同	富田 能範	一般社団法人大分県猟友会会長
同	渡部 昂一	一般社団法人宮崎県猟友会会長
監 事	藤原 信三	一般社団法人秋田県猟友会会長
同	櫻井 富夫	一般社団法人茨城県猟友会会長
同	松原 一	一般社団法人鹿児島県猟友会会長



石田先生



河村先生



伊吹先生



定時総会

● 構成員納入金(会費)の値上げについて

構成員納入金については、定時総会での決議により、秋期より次のとおり変更することとなりました。

区分	現在額	(内共済掛金分)	値上げ額	新納入金額
第1種銃猟	3000円	(1500円)	1800円	4800円
第2種銃猟 わな・網	1500円	(750円)	800円	2300円

*一般会費分のみで、共済保険掛金分は変更なし

構成員納入金は昭和59年以降値上げを行っていませんが、物価上昇や構成員数の大幅減少等により、近年は予算不足や事業縮小化を招き、本会活動の停滞の大きな要因となっています。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されるなど鳥獣管理の担い手として当会への期待・要請は高まっており、これらに的確に対応していくとともに、共済保険事業の基盤強化のためにも、各種事業推進の基盤となる会費収入の確保が必要となっています。

大幅な値上げとなりますが、増加収入を元に新規事業の展開や各都道府県猟友会に対する事業支援等を積極的に行おうとするためのものです。構成員の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

● 平成27年度事業報告の概要

1. 会員数

昭和54年(1979年)以来約40年ぶりに、前年度より増加。ただし、わな会員の増加によるもので、第1種銃猟会員は引き続き減少

また、女性会員数は、初めての調査で1,139人(1%超)と判明

会員数(27年度末)

年度	第1種	わな	網	第2種	合計
25年度	75,166	27,431	468	2,205	105,270
26年度	71,767	29,732	456	2,287	104,242
27年度	70,213	32,514	414	2,243	105,384

単位：人

2. 実施事業

(1) 鳥獣捕獲等事業者の認定の推進等(新規)

指定管理鳥獣捕獲等事業推進のため、県猟会長・事務局長会議の開催等による県猟の理解・取組意識の向上、捕獲従事者養成のための研修費用の助成、研修テキストの斡旋等、鳥獣捕獲等事業

者の認定取得促進に関する事業を重点的に実施

また、ニホンジカ等の生息状況の正確な把握のため、民間事業者との共同により、ドローンを活用したニホンジカの生息状況調査手法開発事業を実施

(2) 狩猟関係法令の改正等に関する関係省庁等への要請

政府与党及び関係省庁に対する自民党鳥獣議連等を通じた狩猟関係法令等の改正要望を継続実施。特に鳥獣被害防止特措法の継続・条項改正や無許可譲受銃弾の数量改正、指定管理鳥獣捕獲等事業の条件緩和等を要請

また、鳥獣議連に加え、「無人航空機普及・利用促進議員議連」(ドローン議連)の設立について、自民党関係方面への要請等を実施

(3) 狩猟事故共済保険事業の運営

8月に狩猟事故共済保険の約款改正を実施

また、本年度の事故件数は次のとおり。件数はほぼ前年並みで、高額な請求案件は少数に留まり、事業収支は前年度に続き少額ながら黒字

事故発生件数、支払金額

年度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額合計
25年度	5	18	14	238	275	121,115
26年度	2	13	14	269	298	96,145
27年度	1	15	15	265	296	97,398

単位：件、千円

(4) その他の継続事業

次の事業を例年同様に実施したが、事業内容の見直し・効率化による経費の削減等に努力

- (1) 安全・事故防止対策事業
- (2) 狩猟に関する普及啓発事業
- (3) 鳥獣保護増殖事業の助成
- (4) 会報、講習会用ポスターの作成・配付
- (5) 会員手帳、ベスト・帽子の配付等
- (6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成・配付
- (7) 狩猟読本・例題集の発行・販売
- (8) 狩猟関係物品の販売・斡旋
- (9) 功労者等の表彰
- (10) 野生鳥獣感染症調査等への協力
- (11) 関係学会への参加

●平成27年度 貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：円)

科目	27年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産	242,404,315	74,087,129
2. 固定資産		
(1) 基本財産	985,997,772	985,997,772
(2) 特定資産	5,096,856	6,158,380
(3) その他固定資産	5,359,263	7,202,071
固定資産合計	996,453,891	999,358,223
資産合計	1,238,858,206	1,173,445,352
II 負債の部		
1. 流動負債	249,288,518	158,362,730
2. 固定負債	261,840,595	187,884,512
負債合計	511,129,113	346,247,242
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産	0	0
2. 一般正味財産	727,729,093	827,198,110
正味財産合計	727,729,093	827,198,110
負債及び正味財産合計	1,238,858,206	1,173,445,352

●平成27年度 正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

科目	27年度	前年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	18,805,191	25,480,768
特定資産運用益	2,474	2,320
受取会費	263,395,500	264,013,500
支払備金戻入額	137,501,770	95,940,076
事業収益	141,128,198	71,507,826
雑収益	300,814	325,434
経常収益計	561,133,947	457,269,924
(2) 経常費用		
事業費	327,549,049	285,180,912
支払備金繰入額	213,785,666	137,501,770
事業管理費	68,152,047	34,484,624
管理費	25,076,077	32,416,683
経常費用計	634,562,839	489,583,989
評価損益等調整前 当期経常増減額	△73,428,892	△32,314,065
基本財産評価損益等 当期経常増減額	48,465,000	12,818,000
当期経常増減額	△24,963,892	△19,496,065
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
退職給付引当金戻入	876,082	4,160,770
経常外収益計	876,082	4,160,770
(2) 経常外費用		
責任準備金繰入	74,981,207	183,938,032
経常外費用計	75,381,207	183,938,032
当期経常外増減額	△74,505,125	△179,777,262
当期一般正味財産増減額	△99,467,017	△199,273,327
一般正味財産期首残高	827,198,110	1,026,471,437
一般正味財産期末残高	727,729,093	827,198,110
II 指定正味財産増減の部	0	0
III 正味財産期末残高	727,729,093	827,198,110

●平成28年度事業計画の概要

1. 事業実施の基本方針

昨年度までは、会費収入の減少等に伴い廃止や縮小された事業が多く、必要な事業が十分な実施ができていない状況にあったが、今や鳥獣被害防止対策や個体数管理を担う公益的な団体として、社会的な期待が高まっている。

このため、30数年据置となっていた会費の値上げを行うとともに、その収入増加分を元に、狩猟者の養成・確保、狩猟の普及啓発や安全対策、共済保険事業の基盤強化等の重要な事業に積極的に取り組んでいく。

2. 具体的な実施事業

(1) 新たな事業への取組み

ア 狩猟に関する普及啓発事業及び人材育成・確保事業の新規展開

- ・各都道府県猟友会事業への助成
- ・本会のパンフレットの作成・配布
- ・女性用ベストの作成・配付・販売

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

- ・鳥獣捕獲等事業者の認定推進助成（継続）
- ・ドローンによる大型獣生息調査手法開発
- ・ドローン操縦者の養成（モデル事業）

ウ 安全・事故防止対策事業の拡充

- ・狩猟指導員の養成研修の拡充

(2) 狩猟関係法令の改正等に関する要請

鳥獣議連等を通じた法令・各種通達等の改正を要望（特に鳥獣被害防止特措法の継続他）

(3) 業務執行体制の見直し

改正定款を踏まえ、理事の責任体制の明確化と各種委員会の再構成等を実施。また、都道府県猟友会会長会議、事務局長会議を定期的開催

(4) 業務執行の適正化等

物品購入等の発注に関する契約の適正化や既存事業の契約内容の点検を行い、コンプライアンスの徹底と事業内容見直し・効率化による経費削減を実現

(5) 継続事業の適正かつ円滑な実施

各種継続事業（省略）の十分な点検を行い、適正かつ円滑な事業実施を推進

●平成28年度予算

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（単位：千円）

科目	一般会計	共済会計	合計	前年度予算
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	13,355	6,110	19,465	21,715
特定資産運用益	5	0	5	3
受取会費（H28年度分）	285,250	131,250	416,500	253,334
事業収益	75,000	213,786	288,786	175,390
支払備金等戻入額	0	213,786	213,786	50,000
幹旋売上	75,000	0	75,000	125,300
雑収益	1,105	45	1,150	558
経常収益計	374,715	351,191	725,906	450,910
(2) 経常費用			0	
事業費	340,740	363,420	704,160	425,843
助成金	144,100	33,800	177,900	42,115
幹旋仕入	38,600	0	38,600	62,000
ベスト作成	20,000	0	20,000	—
共済費	0	177,000	177,000	143,000
支払備金操出	0	133,000	133,000	50,000
予備費	35,000	0	35,000	10,000
その他経費	103,040	19,620	122,660	118,728
経常費用計	375,740	363,420	739,160	425,753
評価損益調整前当期増減	△1,025	△12,229	△13,254	20,158
評価損益等計	0	13,000	13,000	0
当期経常増減額	△1,025	771	△254	20,157
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	5,000	0	5,000	8,000
他会計振替等	0	0	0	8,000
退職金引当金	5,000	0	5,000	—
経常外費用計	8,000	0	8,000	8,000
他会計振替等	0	0	0	8,000
当期経常外増減額	5,000	0	5,000	0
当期一般正味財産増減額	3,975	771	4,746	20,257
一般正味財産期首残高	345,725	382,004	727,729	1,026,471
一般正味財産期末残高	349,700	382,775	732,475	1,050,628
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	349,700	382,775	732,475	1,050,628

大阪ハンティングアカデミーの開校

公益社団法人 大阪府猟友会

大阪府猟友会では、狩猟者（ハンター）育成塾“Osaka Hunting Academy”【OHA〈オハ〉】を開講いたしました。

平成25年4月、大阪府より公益社団法人の認可を受け公益社団法人大阪府猟友会として進口中、平成26年10月、内閣府公益法人の認可もいただき、全国で初めて狩猟者登録するすべての正会員を「法人法」上の社員として再度新たな出発となりました。

内閣府公益社団法人として最も求められるのが公益性のある事業と取り組まなければならないことでしたが、何から手をつけるか難関課題でした。

これまでも野生鳥獣による農林業被害軽減を目指し府内被害地の有害鳥獣追い払い・捕獲等を実施してまいりましたが、さらに府下各所の有害鳥獣、特にシカ・イノシシの被害防止のため徹底した防除強化に改めて取り組むことが必要となりました。

また関西国際空港及び伊丹空港の2大空港内で発生が懸念される鳥類によるバードストライク事故を未然に防ぐ事業として、両空港の有害鳥類防除業務を既に実施していますが、大量に飛来する

絶滅危惧種鳥類の保護のために猟犬・放鷹を取り入れ、大きな防除効果を上げることに成功しています。

さらに高齢化などによる狩猟者の減少が増大する農林業被害の大きな要因になっていることを踏まえ、狩猟者の確保にも取り組むことになり、過去3年間の狩猟免許試験予備講習受講者のその後の歩みを追跡したところ、

- ・平成25年度予備講習受講者、約200名中猟友会入会者58名で狩猟者登録58名
- ・平成26年度予備講習受講者、約210名中猟友会入会者70名で狩猟者登録70名
- ・平成27年度予備講習受講者、約250名中猟友会入会者64名で狩猟者登録64名

となっていました。免許取得者のほとんどが狩猟経験なく終わっていました。

今年度（平成28年度）免許更新対象者218名でしたが58名（H28.7現在）が現状です。次回の更新講習では何名の更新者になるか危惧されるところです。

この原因を考えると、狩猟免許を取得したものの、猟場・狩猟の方法もわからない、手ほどきを受ける先輩・知り合いがいないなどで、約70%の方が3年目の更新で狩猟を知らないままに免許を終わらせてしまっています。

理事会においても常々後継者の確保の対策が議題となっていました。内閣府公益社団法人の認可に伴い、狩猟者育成が急務であるとして平成27年4月の理事会においてOHA開校の結論に達し、寺西理事を中心にプロジェクトチームを編成、平成28年の開校を目指しました。

OHAの目的は、狩猟者人口の増加にあります。加えて狩猟者の意識改革の推進が必要ではないかと考え、要するにこれまでは楽しみだけの狩猟であったが、狩猟を通じて社会に貢献・寄与することに認識を改め、取り組んでいくこととしました。

本年4月23日、2ヶ月程度の遅れはありましたが無事開校に至りました。

受講生は、過去3年間にさかのぼって、狩猟免許試験予備講習受講者660名を対象に案内した



ところ、第1期生として63名の応募がありました。

受講生定員50名の予定ではありましたが、全員を迎え入れることとし、平成28年5月7日、第1回目の講義を行い、8月28日までの4ヶ月の間、一月に8日間の講義を行います。

講義は一般教養として『狩猟者の理念』『銃刀法』『火取法』『狩猟鳥獣の知識と法令』『鳥獣の保護管理及び猟犬の知識』『猟具に関する知識』『狩猟の実施方法』『狩猟に関する知識と法令』の8項目のカリキュラムで構成、延べ32日間に4反復講義。このほか特別ゲストとして外部講師（大阪府警察本部・大阪府環境農林水産部・近畿中国森林局）の協力を得て進められています。

講義の教本は、大日本猟友会の「狩猟読本」を基本に、各分野にわたり担当講師が参考文献などで勉強、講義を作成しています。講師は大阪府猟

友会の各分野に経験豊富なベテラン狩猟者が担当しています。

なお、9月からは専門科目として「1種銃猟」「ワナ・オリ」などによる有害鳥獣捕獲の現場を実地見学、捕獲・止め刺し・解体を学ばせる、さらに11月の狩猟解禁からは、1種銃猟での鳥獣（キジ・ヤマドリ・カモ）、獣猟（シカ・イノシシ）の同行見学、ワナ猟（シカ・イノシシ）の同行見学を実施します。

1種銃猟希望者には、狩猟現場での事故防止の観点から、猟銃の安全操作・取り扱いを重点に、標的射撃を取り入れ、集中力・注意力・判断力・抑止力・決断力などの鍛錬をしてもらいます。

受講生は、現在まで熱心に受講し、講義終了後も経験者では見られない数多くの新鮮な質問があり、講師陣を慌てさせる一幕もある中、講義の習得に力強いものを感じています。



ニホンジカだより 南アルプス

南アルプスの お花畑が 消えていく

環境省関東地方環境事務所
南アルプス自然保護官事務所 仁田 晃司

○ 南アルプスとは

甲斐駒・鳳凰山系、白峰山系、赤石山系の3つの山系で構成され、山梨県、長野県、静岡県の3県にまたがり、その主峰部は昭和39年（1964年）に「南アルプス国立公園」に指定されています。日本で2番目に高い北岳（3,193m）をはじめ、3,000m級の高峰を十座以上有する日本有数の山岳公園です。その主要部分を占める高山・亜高山帯には、厳しい自然環境に適応した生物が生息しており、中には氷河期の遺存種や固有種も多く、生物多様性保全の観点からも重要な地域です。

地形は、100万年前から東西方向からの圧縮を受けて急速に隆起した非火山性の山々で構成され、現在でも年間3～4mmの速度で隆起が続いています。反面、急激な隆起のため稜線部や山腹部などが崩壊しやすくなり、そのうえ地域特有の湿潤で雨の多い気候の影響を受けて、谷は深く浸食されV字谷や崩壊地が多く見られます。

○ 消えゆくお花畑

平成10年頃から高山・亜高山帯でニホンジカの姿が確認されるようになり、お花畑への影響が報告されるようになりました。その後、被害は拡大し多くのお花畑が消え、生息する動物にも影響を及ぼすようになりました。昭和年代にお花畑だった場所は見るも無惨な姿に変わり、ある場所は高山植生が無くなり、ある場所は裸地化して表土すら雨水・融水により流されて岩だらけと化してしまいました。

登山道を歩いていると、ふと開けた草地に出くわすことが良くあります。そこはバイケイソウだけが育っています。これは、ニホンジカが好まない不嗜好性植

物で食べ残された状態を示し、過去お花畑だったことを示すサインでもあります。今となってはその当時の想像するしかないのが現実です。

○ 地域と共に

ニホンジカからの影響が深刻化するなか、環境省は3県10市町村と協力・連携して「南アルプス高山植物等保全対策連絡会」を発足させ、平成23年3月「南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針」を策定し、また、同年9月には農林水産省と環境省が「南アルプス生態系維持回復事業計画」を策定して、捕獲事業や防鹿柵設置等が迅速に出来る様にその計画整備が進みました。

それぞれは5年が経過した平成27年度末、連絡会で5年間を評価しつつニホンジカ対策方針は、「南アルプスニホンジカ対策方針」と現状を反映して名称を簡素化し、生態系維持回復事業計画は期間を延長して、それぞれ更新しました。

これらをまとめ上げてきた連絡会は今年度をもって役目を終え、これからは南アルプスユネスコエコパークを推進していく「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」の傘下に入り「ニホンジカ対策ワーキンググループ」として名称を変えつつ協力・連携を強めていきます。

○ お花畑（高山植生）を守るために

環境省がまず取り組んだのは、平成20年度から仙丈ヶ岳馬ノ背へ防鹿柵を設置することで、希少な植物やお花畑をニホンジカから守るためにネットで囲うものでした。鋼製柱と金網の通年型と、FRP柱とステンレス入りネットの季節型という2種類を設置しましたが、標高2,800mの尾根筋への設置は冬の風雪と春の着水により鋼製柱は引っ張られてひどい損傷を被ってしまいました。この教訓以降は当省で設置する柵は季節型のみとなり、シカが高山帯に上がる前に柵を立ち上げて、秋に下りた時期を見計らって柵を下ろして冬期養生するものです。人手は倍かかりますが、部材の損傷は少なく長持ちすることが特徴です。

この仙丈ヶ岳を皮切りに、北岳、荒川岳の合計3箇所で行い、無人撮影カメラによるモニタリングと共にお花畑を守っています。



自動撮影カメラ（荒川岳稜線直下）



荒川岳防鹿柵と赤石岳

○ 山地帯における捕獲

公園内におけるシカの生息密度を低減させるため、南アルプス北部を横断する南アルプス林道沿いで捕獲を実施しています。山梨県側は銃猟による捕獲を山梨県猟友会に、長野県側は登山道も多く登山者との接点から安全面を考慮して、足括り罠による捕獲を上伊那猟友会に委託して実施しています。捕獲時期は、初秋から晩秋にかけて高山帯から下りて来るシカを狙うもので、高い山と深い谷、崩落が多い急傾斜での捕獲は、正に地形を知り尽くした者しか捕獲することが出来ない場所であり、猟友会の力なくしては達成することができないものです。それぞれの猟友会は、認定捕獲等事業者を取得するなど、捕獲のための体制を整備しています。



上伊那猟友会

○ 高山帯における捕獲

夏に高山帯に上がってきたシカを捕獲することが出来ないかと、平成24年度に候補地選定、25・26年度に銃器による捕獲の試行を行いました。場所は仙丈ヶ岳小仙丈カールで高山帯に出没するシカを減らすことが目的です。第一に安全、第二に個体追出し、第三に捕獲を基にして試行されましたが、この優先順位や悪天候などが重なり捕獲することが出来ませんでした。高山帯におけるシカの生息密度を低減させることは見た目以上に難しく、多くの課題があつて継続できる状況にはありません。

○ 対策を進める中で

防鹿柵設置、山地帯における捕獲の強化などを続けることで見えてきた事が何点かあります。

柵設置による柵内外の植生調査を北岳→荒川岳→仙丈ヶ岳の順で1場所を3年に1度調査しています。1度失われた高山植生が防鹿柵で困ったからと言って容易に回復することはなく、設置後はキク科多年草のマルバタケブキが優占して他の回復を妨げている状況が

散見される様になりました。

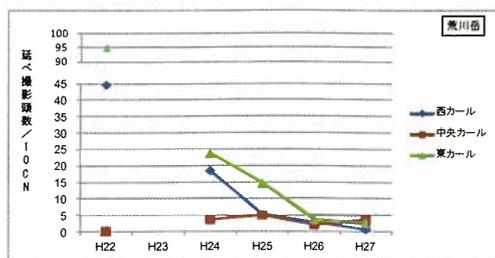
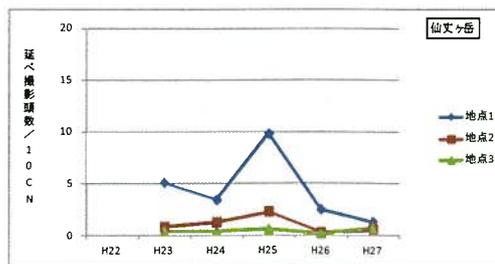
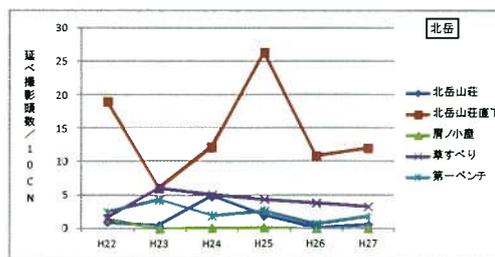
そこで、信州大学農学部ではマルバタケブキを一部刈り取り、刈り取っていない場所との比較する植生調査が複数年に渡って行われました。その結果、刈り取りを続けると占有率は4分の1に減り出現種が増える傾向が示され、他の高山植物の回復に効果があることが示されました。しかし、ヒゲノガリヤスが増えてこの種による他草種への影響が懸念されることもわかりました。

別の視点では、マルバタケブキが繁茂するだけでも土壌を保ち他草種の種子が流失するのを防ぐ面もあると思います。

○ 終わりなきシカ対策

シカが南アルプスに出没し被害が拡大する様になって30年近く、シカも崖を上り下りして足(爪)の形も進化を遂げているのではないかと時間経過から多様性の一面を担うような生態系に変わったのではないかと聞かれるこの頃です。時間は短くても被害は甚大、人間が策を講じることが出来るのは林道や山小屋といった拠点があるところに限られます。仙丈ヶ岳の長野県側山麓域では精力的な捕獲事業から捕獲頭数が多く、これらの捕獲圧から出没数は減ってきています。

地域と共に国立公園内外で捕獲出来る場所だけでも捕獲圧をかけ続け、守る場所への防鹿柵の設置と維持管理、これらの変化のモニタリング、この3本の柱を対策し続けることが我々に課せられた役目だと思っています。



自動撮影カメラの延べ撮影頭数(10CN当たり)の経年変化(北岳、仙丈ヶ岳、荒川岳)
注) 荒川岳の平成23年度、仙丈ヶ岳の平成22年度は自動撮影カメラを未設置のためデータなし。

西川兵庫県猟会長が 域環境保全功労者環境大臣表彰を受賞!

環境月間の6月8日、千代田区のグランドアーク半蔵門で行われた表彰式において、西川義丈一般社団法人兵庫県猟友会会長が、「地域環境保全功労者」として環境大臣表彰を受けられました。

受賞利用は、「安全狩猟の実践、狩猟後継者の確保に取り組むとともに、県政の重要課題であるシカの捕獲目標達成のため有害鳥獣捕獲に尽力するなど、野生鳥獣行政推進に貢献している。」で、西川会長のこれまでの兵庫県内における様々な活動が評価されたものです。

大日本猟友会では、6月29日の本年度第2回理事会の席上で、理事の皆さんに西川会長の受賞を紹介するとともに、記念品を贈呈しました。

西川会長、おめでとうございます。今後も益々のご活躍をお祈り申し上げます。



地域環境保全功労者の方々（中央は井上環境副大臣）



佐々木会長と西川会長の記念ショット

義援金の贈呈

4月に発生した熊本地震では、熊本・大分県内の多くの会員の方が住宅損壊等の大きな被害に遭われました。心よりお見舞い申し上げます。

大日本猟友会では、「災害見舞金規程」に基づき、半壊以上の被害を受けられた会員の方々に義援金を贈呈します。また、5月の定時総会では、佐々木会長より、各都道府県猟友会から寄せられた義援金を、本山熊本県猟友会会長と富田大分県猟友会会長に贈呈しました。



定時総会での義援金の贈呈

会員の書籍紹介

ハンターが登場する小説は多くありますが、ハンター自らが書いた小説は例を知りません。

岩手県在住の本会会員である村井直衛さんが、昨年連作短編集「牛飼いの夏」を上梓されました。村井さんは長らく自然関係の公益法人に勤務され、退職後故郷に戻り狩猟を始められた方です。北の大地で酪農を営む若い夫婦を主人公にしていますが、その主題は野生の生き物との関わりと地域にしっかり根を張って厳しい北の自然と格闘している人たちの生きざまであり、ハンターならではの視点が随所に感じられる好著です。

また、後半の3編は、東日本大震災と原発事故による主人公たちの苦悩が的確に描かれ、岩手に限らず原発事故で被害を受けられた方々の想像を超える苦難、苦勞が想い起こされます。

是非、ご一読をお奨めします。(専務理事 浅野能昭)

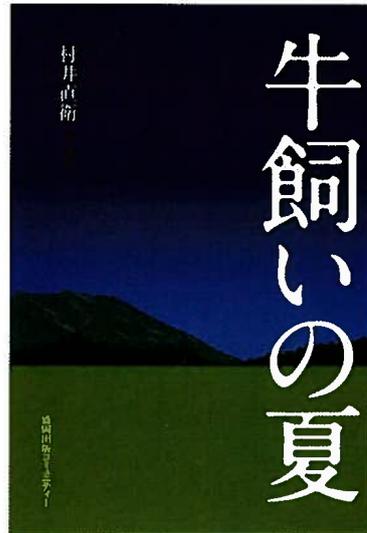
北国の暮らしと生きものたちを
見つめて綴る珠玉の作品集

牛飼いの夏

文芸誌「北の文学」で活躍の作家が放つ待望の連作短編集

奴がいる。円錐形に堆積している配合飼料の山の向こうで、またひとまわり大きくなった黒い塊がこちらを見ている。もう、今年も優に百キロを超えているだろう。普通の熊より大きくて幅の広い喉の月の輪。
間違いない。うちの大將だ。涼太との間合いは十メートルもない。かなり危険な距離である。立ち上がって攻撃のポーズをとる様子はない。奴は特に慌てる様子もなく、涼太と多恵に向かつて歯を見せて、ニッと笑いかけるような顔をする。
……(本文より)

胸に豊穡な世界を持つ人だ。
大きな物語が底にあればこそ短編も輝きを放つ。
登場人物たちにも熱い血が通いはしめる。
作家 高橋克彦氏



目次
牛飼いの夏
牛飼いたちの大震災
ハンター
厳冬
境界

ご注文はお近くの書店
または出版元へ

■ 盛岡出版コミュニティ
〒020-0824 盛岡市東安庭 2-2-7
TEL & FAX 019-651-3033
URL <http://moriokabunko.jp>
E-mail morioka-pc@chic.ocn.ne.jp

盛岡出版コミュニティ刊

牛飼いの夏

村井直衛 著

四六判ソフトカバー 268P
定価 1,296円 (本体 1,200円 + 税)
ISBN 978-4-904870-36-5 C0093

お名前

TEL

ご住所

ご注文数

冊

平成27年の大日本獺友政治連盟の活動報告

大日本獺友政治連盟（会長：佐々木大日本獺友会会長）の活動は今年で6年目に入り、昨年も自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟の所属議員を始めとする政府与党の国会議員に対する活動支援や選挙応援を行いました。7月の参議院議員選挙では、都道府県獺友会の皆様のご支援をいただき、所期の目的を挙げることができました。皆様のご支援、ご協力に厚く感謝申し上げます。

平成27年（当連盟の会計期間は1.1～12.31）の事業報告・決算と、28年の事業計画・予算案の概要は次のとおりです。これらは、決算は監事による監査を受けるとともに、3月25日に開催された理事

会で承認されています。

5月に開催された総会では、規約の改正（現状と適合しない条文の整理等）と「寄附金目安額」を変更することが承認されました。これにより、活動原資が強化されることとなりますので、連盟の活動を一層活発化して参ります。

また、平成28年は、鳥獣被害防止特別措置法の延長と条文改正という大きな課題があり、佐々木会長の陣頭指揮の下、関係省庁や鳥獣議連への要請活動に現在精力的に取り組んでいます。実包の無許可譲受量の拡大等の課題にも引き続き取り組み、同様に働き掛けを行ってまいります。

<寄附金目安額の値上げについて>

当連盟は、構成員（会員）の方々からの寄附金を基に運営していますが、これまで以上の関係国会議員に対する支援や選挙応援、各都道府県獺友会における活動の強化等を図るため、本年より寄附金目安額を、従来の年1口100円以上から **200円以上に値上げ**することといたしました。

これを元に一層充実した活発な活動を行って参りますので、構成員の皆様のご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

（今回同時配付する「活動成果」をご参照下さい。）

○平成27年決算（27.1.1～27.12.31）

（単位：円）

科目	平成27年	(参考) 平成26年
I. 収入の部		
1. 寄附金	8,976,990	7,048,400
2. その他の収入	523	25,468
収入合計	8,977,513	6,730,308
II. 支出の部		
1. 経常経費	539,423	922,616
2. 政治活動費	4,911,079	5,835,498
組織活動費	4,392,085	5,835,498
選挙関係費	518,994	0
支出合計	5,450,502	6,758,114
収支差額	3,527,011	△27,806
前年度繰越金	4,144,547	4,172,353
翌年度繰越金	7,671,558	4,144,547

○平成28年予算案（平成28.1.1～28.12.31）

（単位：円）

科 目	平成28年	(参考) 平成27年
I. 収入の部		
1. 寄附金	21,000,000	7,000,000
2. その他の収入	1,000	200
収入合計	21,001,000	7,000,200
II. 支出の部		
1. 経常経費	1,780,000	850,000
2. 政治活動費	16,000,000	5,300,000
3. 予備費	7,000,000	0
支出合計	24,780,000	6,150,000
収支差額	△3,779,000	850,200
前年度繰越金	7,671,558	4,144,547
翌年度繰越金	3,892,558	4,994,747

二階鳥獣議連会長が自民党幹事長に就任！

8月3日に行われた第三次安倍内閣の第二次改造に関連し、鳥獣捕獲緊急対策議員連盟の二階俊博会長（党総務会長）が自民党の幹事長に就任されました。

また、議連会長代行の鶴保庸介参議院議員は、内閣府特命担当大臣（沖縄・北方対策、科学技術政策、宇宙政策担当）に就任され、議連幹事長の林幹雄経済産業大臣は、幹事長代理という自民党の重要な役職に復帰されました。

このように、鳥獣議連の重鎮の先生方が政府及び党の重要なポストに就かれたことにより、今後鳥獣議連活動の益々の活発化が期待されます。

(参考) 自民党 鳥獣捕獲緊急対策議員連盟 役員名簿

平成28年8月現在

顧問	伊吹文明（衆）	大島理森（衆）	衛藤征士郎（衆）	山東昭子（参）
会長	二階俊博（衆）			
会長代行	鶴保庸介（参）			
副会長	鈴木俊一（衆）	河村建夫（衆）	森 英介（衆）	稲田朋美（衆）
	浜田靖一（衆）	塩谷 立（衆）	宮腰光寛（衆）	中曽根弘文（参）
	林 幹雄（衆）			林 芳正（参）
幹事長	林 幹雄（衆）			
幹事長代理	野村哲郎（参）			
副幹事長	高鳥修一（衆）			
事務局長	谷 公一（衆）			
事務局次長	武部 新（衆）	牧島かれん（衆）	宇都隆史（参）	三木 亨（参）
常任幹事	岸田文雄（衆）	高市早苗（衆）	遠藤利明（衆）	伊東良孝（衆）
	金子原二郎（参）	二之湯智（参）	山田俊男（参）	山崎正昭（参）
				吉田博美（参）
ワーキングチーム				
チームリーダー	鶴保庸介（参）			
	谷 公一（衆）	高鳥修一（衆）	武部 新（衆）	牧島かれん（衆）
				宇都隆史（参）

自民党安倍総裁より 感謝状の贈呈を受けました！

大日本猟友会は、政府与党である自民党に対するこれまでの支援・協力活動を評価いただき、本年3月の自民党大会において、安倍総裁より感謝状の贈呈を受けました。

今後とも、自民党に対する一層の協力を努めて参ります。



自民党各種団体協議会懇談会で挨拶する
安倍総裁（平成28年3月15日）

大日本猟友政治連盟 規約（改正後）

（名称）

第1条 本連盟は、大日本猟友政治連盟と称する。

（事務所）

第2条 本連盟事務所は、東京都千代田区九段北3丁目2番11に置く。

（目的）

第3条 本連盟は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の理念に基づき、狩猟の健全な発展のために必要な政治的活動を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の連携による狩猟道德の向上のための研究、研修又は講演活動
- (2) 機関紙、その他印刷物の発行及び広報活動

(3) 狩猟関連法制等の改正等に資するための政治的活動

(4) その他目的達成に必要な事業

（会員及び組織）

第5条 本連盟は、連盟の目的の趣旨に賛同する都道府県猟友会（以下「県猟」という。）の会長をもって組織する。

（役員）

第6条 本連盟に役員として、会長、副会長、理事7名以内及び監事2名以内を置く。

2 役員任期は、一般社団法人大日本猟友会（以下「日猟」という。）の役員任期と同一とし、再任を妨げない。

3 欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第7条 本連盟は、理事会に諮り、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選任等)

第8条 本連盟の役員は、会長には日獵会長、副会長には日獵の本連盟担当理事を充て、理事及び監事は、日獵の理事及び監事の中から日獵会長が選任する。日獵会長が理事及び監事を選任したときは、日獵理事会に報告するものとする。

2 会長は、役員に役員としてふさわしくない行為等があったと認めるときは、これを解任することができる。

(決算の承認等)

第9条 本連盟の決算は、会計年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。

(会議)

第10条 本連盟の総会は、毎年1回会長が招集し、会長が議長を務める。

2 理事会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長を務める。

3 会長が総会又は理事会に出席できない場合は、副会長が議長を務める。

4 総会及び理事会の開催には、過半数の会員又は理事の出席を必要とし、委任状を提出した会員又は理事については出席とみなす。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決定する。

(審議事項等)

第11条 総会においては、当会の解散、規約の変更等の重要な事項について審議する。

2 理事会においては、前年度の事業報告・決算、新年度の事業計画案・予算案等について審議する。

3 総会及び理事会を開催した場合は、議事録を作成する。

(経費)

第12条 本連盟の経費は、会費、会員が取りまとめるその構成員等からの寄附金、機関誌等の発行による収益、その他の収入によって賄う。

(寄附金)

第13条 会員の構成員からの寄附金の目安額については、総会において別に定める。

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(活動報告等)

第15条 本連盟の活動報告及び会計報告は、日獵理事

(規約の変更、解散)

第16条 本連盟の規約の変更は、総会の決議を経て日獵理事会に報告するものとする。

2 本連盟の解散は、総会の決議を経て日獵理事会の承認を得なければならない。

(事務局)

第17条 本連盟に事務局を置き、会計責任者及び同職務代行者は、日獵の事務局長及び事務局職員が兼任する。

(残余財産の処分)

第18条 本連盟が解散しなお残余財産があるときは、日獵に寄附するものとする。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改訂規約は、平成23年10月1日から施行する。

(会計責任者、及び同代行者)

2 本連盟の会計責任者、同代行者は、社団法人大日本獵友会の事務局長及び事務局職員が兼任するものとする。

附 則 (平成28年5月30日改正)

この改正規約は、平成28年5月30日から施行する。

狩猟関係統計資料

1. 猟銃等所持者・狩猟免許所持者及び大日本猟友会構成員（会員）数

（単位：人）

年度	猟銃等所持者数		狩猟免許所持者数				大日本猟友会構成員（会員）数				
	所持者数	対前年度増減率(%)	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	合計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	合計	対前年度増減率(%)
S 50			7,990	493,734	16,030	517,754	2,639	309,470	8,033	320,142	-16.7
S 51			9,241	505,375	16,014	530,630	2,805	375,409	8,629	386,843	20.8
S 52			8,804	455,150	13,083	477,037	2,982	376,814	8,210	388,006	0.3
S 53			10,207	485,399	15,055	510,661	3,201	412,440	9,179	424,820	9.5
S 54			10,697	417,456	19,767	447,920	3,105	382,000	8,874	393,979	-7.3
S 55	556,813		11,693	427,141	21,937	460,771	3,123	363,840	8,319	375,282	-4.8
S 56	457,309	-17.9	12,784	434,314	24,126	471,224	3,099	343,555	7,441	354,095	-5.7
S 57	421,287	-7.9	12,521	355,974	18,748	387,243	3,150	317,806	6,735	327,691	-7.5
S 58	390,623	-7.3	12,773	346,006	18,668	377,447	3,186	294,015	5,831	303,032	-7.5
S 59	369,237	-5.5	13,987	356,170	19,139	389,296	3,162	276,531	5,435	285,128	-5.9
S 60	337,385	-8.6	13,581	297,014	15,672	326,267	3,160	261,867	4,936	269,963	-5.3
S 61	321,483	-4.7	14,204	297,767	15,787	327,758	3,230	247,357	4,636	255,223	-5.5
S 62	307,450	-4.4	15,187	299,314	15,811	330,312	3,313	237,598	4,288	245,199	-3.9
S 63	290,999	-5.4	15,133	259,074	14,426	288,633	3,355	228,867	4,231	236,453	-3.6
H 1	278,946	-4.1	15,835	257,879	14,576	288,290	3,305	219,355	3,982	226,642	-4.2
H 2	269,132	-3.5	16,605	258,129	14,791	289,525	3,274	213,102	3,949	220,325	-2.8
H 3	260,520	-3.2	16,495	229,238	14,572	260,305	3,365	207,066	3,995	214,426	-2.7
H 4	254,379	-2.4	17,338	227,505	14,908	259,751	3,461	199,610	3,940	207,011	-3.5
H 5	248,095	-2.5	18,974	232,084	15,293	266,351	3,727	192,682	3,778	200,187	-3.3
H 6	241,593	-2.6	19,847	208,745	15,217	243,809	3,873	187,481	3,833	195,187	-2.5
H 7	235,675	-2.5	21,296	208,597	16,148	246,041	4,033	179,060	3,694	186,787	-4.3
H 8	229,880	-2.5	22,924	208,635	16,217	247,776	4,362	173,073	3,588	181,023	-3.1
H 9	222,921	-3.0	23,751	187,456	16,009	227,216	4,875	168,694	3,610	177,179	-2.1
H 10	211,129	-5.3	25,631	188,836	16,204	230,671	5,319	159,811	3,332	168,462	-4.9
H 11	204,854	-3.0	28,379	189,273	16,029	233,681	6,070	153,671	3,272	163,013	-3.2
H 12	198,535	-3.1	31,271	170,464	8,499	210,234	7,221	148,587	3,223	159,031	-2.4
H 13	193,007	-2.8	34,681	169,523	6,868	211,072	8,276	141,416	3,166	152,858	-3.9
H 14	186,973	-3.1	38,041	169,691	4,748	212,480	9,613	135,920	3,185	148,718	-2.7
H 15	171,925	-8.1	41,440	152,257	3,775	197,472	10,993	131,713	3,205	145,911	-1.9
H 16	171,622	-0.2	43,656	151,205	3,469	198,330	11,510	125,291	2,857	139,658	-4.3
H 17	166,579	-2.9	47,552	152,780	3,290	203,622	12,593	120,280	2,742	135,615	-2.9
H 18	160,813	-3.5	47,140	135,333	2,754	185,227	13,251	115,412	2,551	131,214	-3.3
H 19	158,173	-1.6	90,314	135,960	2,631	228,905	14,544	110,618	2,395	127,557	-2.8
H 20	152,938	-3.3	83,684	135,352	2,497	221,533	15,674	104,391	2,255	122,320	-4.1
H 21	142,294	-7.0	66,184	117,497	2,194	185,875	18,291	99,083	2,192	119,566	-2.3
H 22	131,766	-7.4	71,589	116,506	2,119	190,214	20,916	91,263	2,142	114,321	-4.4
H 23	122,515	-7.0	80,216	116,122	2,080	198,418	24,865	84,469	2,072	111,406	-2.6
H 24	113,942	-7.0	82,552	96,242	1,875	180,669	26,329	79,407	2,125	107,861	-3.2
H 25	107,651	-5.5	87,100	96,351	1,876	185,327	27,899	75,166	2,205	105,270	-2.4
H 26	102,300	-5.0					30,188	71,767	2,287	104,242	-1.1
H 27	98,638	-3.6					32,928	70,213	2,243	105,384	+1.1

（出典：警察庁、環境省、大日本猟友会資料）

○備考：19年度から網、わな分離のため、狩猟免許所持者数は増加（重複所持の場合は各々カウント）

2. 年齢別 狩猟免許所持者数

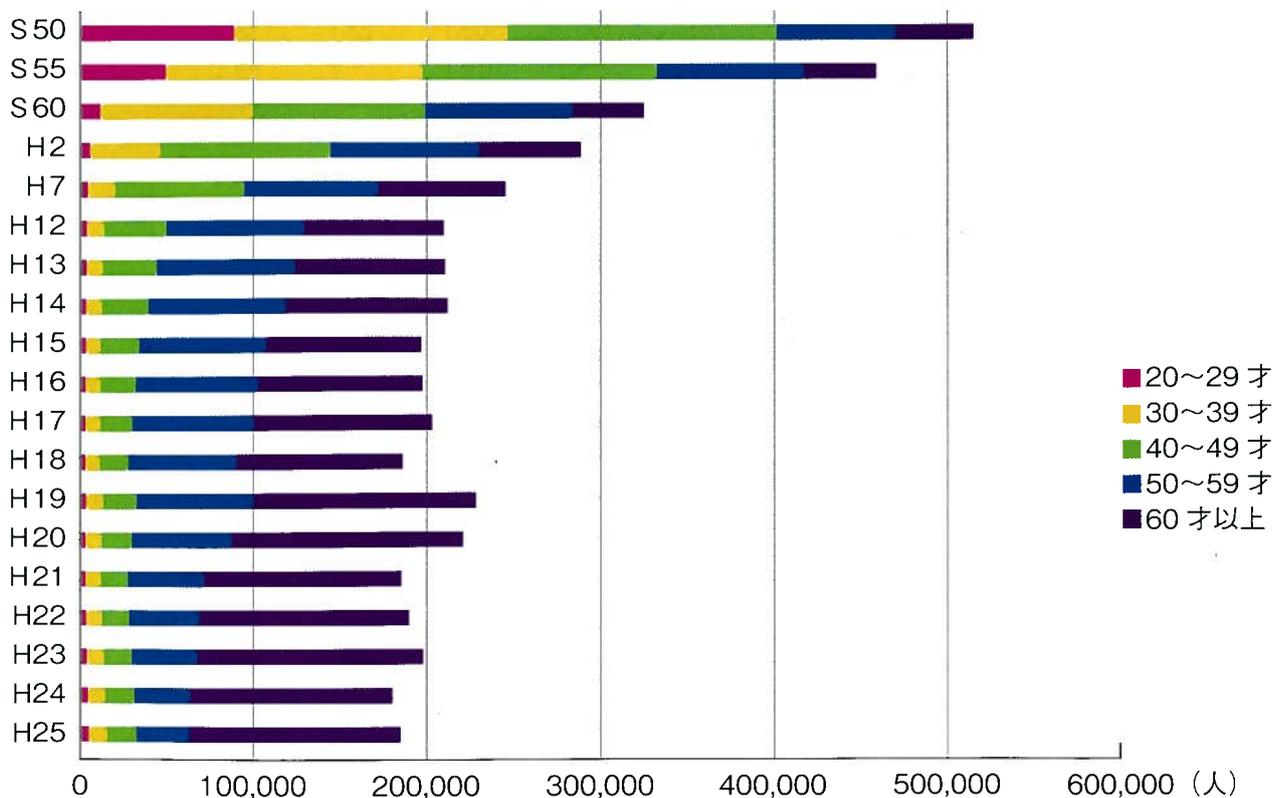
(単位：人)

年度	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	合計
S 50	88,555	158,375	156,049	69,044	45,731	517,754
S 50割合	17.1%	30.6%	30.1%	13.3%	8.8%	100.0%
S 55	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 60	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H 12	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H 13	2,801	9,628	31,398	80,037	87,198	211,062
H 14	2,666	9,151	27,170	79,549	93,917	212,453
H 15	2,420	8,538	22,578	73,595	90,032	197,163
H 16	2,325	8,591	20,734	70,950	95,354	197,954
H 17	2,255	8,683	18,686	70,541	103,456	203,621
H 18	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H 19	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H 20	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H 21	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H 22	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H 23	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H 24	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H 25	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H 25割合	2.3%	5.8%	9.2%	16.5%	66.2%	100.0%

(出典：環境省資料)

○備考：①年齢不明があるため狩猟免許所持者数と差異がある場合がある。

②平成19年は網、わな分離のため人数は増加。



3. 都道府県猟友会・狩猟免許別 構成員（会員）数

平成28年3月末（単位：人）

都道府県名	網猟会員		わな猟会員		小計	第一種会員		第二種会員		合計
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	
北海道	0	0	448	7	455	4,755	66	63	2	5,341
青森県	0	0	32	1	33	988	7	24	0	1,052
岩手県	0	0	121	5	126	1,498	12	15	0	1,651
宮城県	31	0	274	4	309	1,167	6	26	0	1,508
秋田県	0	0	26	1	27	1,483	9	14	0	1,533
山形県	6	0	37	5	48	1,344	11	15	0	1,418
福島県	0	0	377	4	381	2,204	4	62	0	2,651
新潟県	139	1	118	1	259	1,751	16	28	0	2,054
茨城県	16	0	262	2	280	2,183	6	86	0	2,555
栃木県	4	0	547	7	558	1,575	17	57	0	2,207
群馬県	2	0	306	1	309	1,533	7	44	0	1,893
埼玉県	8	0	151	1	160	2,325	25	102	1	2,613
千葉県	55	0	160	7	222	2,244	11	66	3	2,546
東京都	5	0	52	2	59	2,092	53	99	0	2,303
神奈川県	0	0	91	4	95	1,901	18	71	0	2,085
山梨県	0	0	274	10	284	1,634	12	31	0	1,961
静岡県	2	0	1,081	18	1,101	2,288	13	69	6	3,477
富山県	9	0	170	3	182	558	3	22	0	765
石川県	29	0	567	6	602	445	5	16	2	1,070
福井県	0	0	372	5	377	432	5	7	0	821
長野県	8	0	1,394	30	1,432	2,998	31	74	2	4,537
岐阜県	18	1	950	11	980	1,220	13	80	0	2,293
愛知県	19	2	620	0	641	1,261	0	76	3	1,981
三重県	1	0	831	20	852	1,363	12	27	1	2,255
滋賀県	1	0	398	10	409	689	6	27	0	1,131
京都府	9	0	799	12	820	1,010	13	26	0	1,869
大阪府	1	1	348	10	360	969	23	19	0	1,371
兵庫県	1		1,373		1,374	1,970		44		3,388
奈良県	0	0	504	11	515	547	4	12	2	1,080
和歌山県	0	0	1,022	0	1,022	1,450	0	23	0	2,495
鳥取県	0	1	580	8	589	474	14	13	0	1,090
島根県	6	0	1,113	18	1,137	817	7	17	1	1,979
岡山県	2	0	1,414	35	1,451	1,831	9	72	2	3,365
広島県	0	0	1,412	26	1,438	1,392	16	58	1	2,905
山口県	0	0	1,280	22	1,302	1,125	10	36	1	2,474
徳島県	0	0	652	29	681	1,038	8	20	1	1,748
香川県	1	0	797	12	810	512	0	24	0	1,346
愛媛県	0	0	1,122	10	1,132	1,921	4	70	0	3,127
高知県	0	0	1,611	66	1,677	2,113	20	96	0	3,906
福岡県	2	0	857	17	876	1,613	14	68	0	2,571
佐賀県	2	0	526	9	537	423	5	26	1	992
長崎県	2	0	1,177	26	1,205	523	3	36	1	1,768
熊本県	1	1	1,155	22	1,179	1,837	12	55	0	3,083
大分県	1	0	1,719	28	1,748	1,624	10	31	0	3,413
宮崎県	15	0	1,095	19	1,129	2,291	10	150	0	3,580
鹿児島県	10	1	1,590	25	1,626	2,033	7	96	0	3,762
沖縄県	0	0	138	1	139	212	0	17	3	371
合計	406	8	31,943	571	32,928	69,656	557	2,210	33	105,384

○備考：兵庫県の女性構成員数（14名）は男性構成員数に含む。

4. 狩猟者登録種別別 鳥獣捕獲数

(単位：羽・頭)

年度	網・わな 猟			第1種銃 猟		
	鳥類	獣類	合計	鳥類	獣類	合計
H 16	147,970	122,441	270,411	1,030,770	220,597	1,251,367
H 17	127,796	102,748	230,544	694,461	212,213	906,674
H 18	107,145	118,131	225,276	788,418	192,826	981,244
H 19	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308
H 20	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 21	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 22	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 23	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 24	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 25	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871

年度	第2種銃 猟			合計		
	鳥類	獣類	合計	鳥類	獣類	合計
H 16	91,794	554	58,806	1,270,534	343,592	1,614,126
H 17	42,267	566	32,206	864,524	315,527	1,180,051
H 18	54,398	1,189	55,587	949,961	312,146	1,262,107
H 19	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381
H 20	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 21	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 22	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 23	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 24	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 25	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437

(出典：環境省資料)

5. 大型獣類（イノシシ、シカ等）捕獲数

(単位：頭)

年度	狩 猟		有害鳥獣捕獲 + 個体数調整		
	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	サル
H 16	168,500	109,100	99,600	64,800	14,200
H 17	139,500	120,500	76,400	69,600	9,500
H 18	144,400	118,000	107,900	79,600	15,500
H 19	134,800	121,500	95,300	88,200	13,200
H 20	170,100	135,400	136,100	115,200	15,800
H 21	159,800	157,400	148,400	154,800	15,100
H 22	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 23	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 24	161,200	193,800	265,400	272,600	25,100
H 25	155,400	176,400	296,200	336,500	19,800

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

(出典：環境省資料)

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農作物被害面積

(単位：千ha)

年度	鳥類					獣類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H 17	14.5	20.2	2.9	14.0	52.1	15.3	39.2	3.8	10.2	68.5	120.6
H 18	10.5	17.3	3.3	10.3	41.4	17.1	35.3	4.2	7.8	64.4	105.8
H 19	7.3	14.9	2.7	7.3	32.2	14.2	35.2	3.7	5.7	58.8	91.0
H 20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H 21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H 22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H 23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H 24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H 25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H 26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2

(出典：農水省資料)

(2) 農作物被害金額

(単位：百万円)

年度	鳥類					獣類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H 17	748	3,343	674	2,140	6,905	4,886	3,884	1,389	1,625	11,784	18,689
H 18	569	3,068	689	1,784	6,110	5,529	4,309	1,630	2,061	13,529	19,640
H 19	628	2,583	564	1,506	5,281	5,012	4,680	1,603	1,919	13,214	18,405
H 20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H 21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H 22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H 23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H 24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H 25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H 26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年度	獣類				合計
	シカ	カモシカ	クマ	その他	
H 17	3.5	0.8	0.4	1.1	5.8
H 18	3.0	0.8	0.5	0.8	5.1
H 19	3.5	0.6	1.1	0.8	6.0
H 20	3.7	0.5	0.9	1.7	6.8
H 21	4.1	0.4	0.8	0.9	6.1
H 22	4.0	0.3	1.2	0.7	6.2
H 23	5.7	0.3	1.1	2.3	9.4
H 24	6.5	0.5	0.6	1.4	9.0
H 25	6.8	0.4	0.6	1.1	8.9
H 26	7.1	0.4	0.5	0.8	8.8

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

1. 猟銃等の盗難件数

区分/年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
件数	4	3	1	1	1
丁数	9	3	1	2	2
ライフル銃	1	0	0	0	0
散弾銃	7	3	0	2	2
空気銃	1	0	1	0	0

* 27年度に発生した盗難事件の概要

発生都道府県：大阪府

被害形態：空き巣

被害品：散弾銃2丁

被害状況：自宅ロッカーに保管していた散弾銃2丁をガンロッカーごと盗まれたもの

発見状況：未発見

2. 実包の盗難状況

区分/年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
件数	2	10	2	0	0
個数	30	938	335	0	0
ライフル実包	30	8	0	0	0
散弾銃実包	0	930	335	0	0

(以上の出典：警察庁資料)

27年度の猟銃等の盗難の発生は幸い1件に留まり、実包の盗難の発生はありませんでした。

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・ 自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、堅固な保管庫（ロッカー）に収納し、猟銃等と適合実包は同一建物内に保管しない。
- ・ 保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に目につかない場所、例えば押入の中等とし、猟銃・実包の保管ロッカーは丈夫なネジ等でしっかり固定する。

共済だより

I. 共済事業の平成27年度概要報告

大日本猟友会では、狩猟中の人身事故への対処のため、昭和50年に「狩猟事故共済事業」を開始し、平成24年4月には「認可特定保険業」としての認可取得を経て、平成27年度で41年を経過しました。この間に構成員に給付した共済金総額は、84億円を超える額となり、全構成員の相互扶助による共済制度として、その真価を遺憾なく発揮しています。

平成27年度の総事故発生件数は、ここ数年とほぼ同様で横ばいでしたが、銃器関連を主とする他損事故の発生件数は、過去5年間で最少であった26年度を更に下回る結果となりました。25年度の他損銃器事故多発に対応した各都道府県猟友会におけ

る事故防止取組みの強化や、大粒散弾使用自粛措置の成果が現れたものと考えられます。

支払保険金については、平成26年度に引き続き大口の他損事故事案の請求が少なかったことから、健全な収支結果となりましたが、25年度の他損死亡事故の保険金は今後の請求の見込みであることから、その場合には収支がマイナスになることが十分予測されます。

今後も、健全かつ安定した共済事業の業務運営に努めて参りますので、狩猟事故防止についての全構成員の皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

II. 27年度の事故発生の概要

■平成27年度の事故発生件数

①総発生件数（下記②他損、③自損の合計）

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	5年間累計	年平均
死亡	12	14	19	16	17	78	15.6
傷害	279	269	256	255	276	1,335	267.0
合計	291	283	275	271	293	1,413	282.6
構成員数（人）	111,406	107,861	105,270	104,242	105,384		

* 3月31日現在 以下同様

事故の総発生件数は、24年度以降微減傾向にありましたが、27年度はやや増加したものの、概ね横ばいの状態で推移しています。

②他損事故発生件数

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	5年間累計	年平均件数
銃器死亡	4	1	5	2	1	13	2.6
銃器傷害	7	10	11	5	3	36	7.2
その他死亡	0	0	0	0	0	0	0.0
その他傷害	8	15	7	8	12	50	10.0
合計事故件数	19	26	23	15	16	99	19.8

27年度は、26年度に引き続き銃器による他損事故は死亡、傷害事故とも大幅に減少しました。これは、25年度の近年最多の銃器他損事故発生という危機的状況を踏まえた、全国各地での事故防止取組強化の成果と考えられます。

死亡事故1件の発生原因は、ここ数年の特徴的な原因となっている「獲物と見間違った誤射」でした。

銃器以外による傷害事故では、近年目立ってきた「**わな**」に掛かった獲物による**第三者被害**が、毎年発生原因のトップであった「**猟犬による第三者被害**」に並ぶ発生件数となり、大きく増加しています。

③自損事故

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	5年間累計	年平均件数
銃器死亡	1	0	2	1	1	5	1.0
銃器傷害	14	6	11	3	4	38	7.6
その他死亡	7	13	12	13	15	60	12.0
その他傷害	250	238	227	239	257	1,211	242.2
合計事故件数	272	257	252	256	277	1,314	262.8
その他死亡の内病死者	6	7	7	6	9	35	7.0

27年度の自損事故は、26年度とほぼ同様の発生件数でした。自損事故での銃器関連死亡事故は1件発生しましたが、公道上に停めた自家用車脇での事故で詳細は調査中です。

銃器関連の傷害事故は、他損事故と同様に25年度と比べると大きく減少しましたが、4件中3件は従来同様、「暴発」によるものであり、**脱包の徹底、弾装填後の銃の取扱い及び安全姿勢の確保**は、引き続き課題です。

Ⅲ. 発生事故の実態

1. 他損事故（他人の身体に被害を与えた事故） 【銃器関連事故を中心として】

①銃器による他損死亡事故の原因別発生件数

銃器死亡事故		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	合計件数	原因割合
	誤認・誤射	3	0	2	2	1	8	61.5%
	矢先の安全不確認	1	1	2	0	0	4	30.8%
	跳弾	0	0	0	0	0	0	0.0%
	暴発	0	0	1	0	0	1	7.7%
	合計	4	1	5	2	1	13	100.0%

近年の銃器関連死亡事故の原因は、いずれも「獲物と見誤って発砲」してしまったことによるもので、

発砲にあたっては『**自らの眼で獲物を確認し確信の上で、また、矢先に人がいないことを必ず確認の上で発砲する**』という、基本中の基本の更なる徹底、常時の意識維持が必要です。

②銃器による他損傷害事故の原因別発生件数

銃器傷害事故		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	合計件数	原因割合
	暴発	3	0	1	1	0	5	13.9%
	矢先の安全不確認	1	9	1	2	1	14	38.9%
	跳弾	1	0	2	0	1	4	11.1%
	誤認・誤射	2	1	6	2	0	11	30.6%
	その他	0	0	1	0	1	2	5.6%
合計	7	10	11	5	3	36	100.0%	

27年度の暴発による他損事故は、24年度から3年ぶりに発生ゼロを達成しましたが、銃自損事故では27年度も暴発が発生原因のトップで、脱包徹底の取組強化が必要です。

猟銃の事故は、死亡事故や傷害の程度も重い後遺障害が残るような事故に至ることが多く、加害者となった狩猟者自身にも重い不幸が降りかかってくることを肝に銘じていただき、猟銃取扱い上の徹底した注意と安全確保を常に心がけて下さい。

③他損事故の原因・年令・経験別発生件数

事故原因	区分		構成員の年令						狩猟経験					被害者			
	死亡	傷害	40才以下	41才～50才	51才～60才	61才～70才	71才以上	不祥	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射	1	0					1					1		1		1	
矢先の安全不確認	0	2				1	1				1	1		2	2		
暴発	0	0												0			
跳弾	0	0												0			
猟犬	0	4				2	2					4		4	1	3	
ワナ	0	5				3	2			2	1	2		5	2	3	
その他	0	2	1	1					2					2		2	
合計	1	13	1	1	0	6	6	0	2	2	2	8	0	14	5	9	0

2. 自損事故（自己の身体に傷害を受けた事故）

①銃器による自損事故の原因別発生件数

銃器自損事故	原因	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	合計件数	割合
		暴発	12	4	11	3	4	34
	跳弾	0	0	0	0	0	0	0.0%
	発砲の衝撃音	2	2	0	1	0	5	11.6%
	その他	1	0	2	0	1	4	9.3%
	合計	15	6	13	4	5	43	100.0%

27年度の「銃器による自損傷害事故」は、大幅に激減した26年度から1件増加し、5件発生しています。

自損事故においては、依然として暴発による事故がほとんどです。

②銃器以外の自損事故の原因別発生件数

銃器以外の自損事故	原因	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	合計件数	原因割合
		転倒・転落等	138	143	135	129	139	684
	獲物の襲撃	65	53	53	63	59	293	23.1%
	その他不注意	32	30	22	41	49	174	13.7%
	猟犬・ダニ等	7	7	9	10	10	43	3.4%
	病死	6	7	7	6	9	35	2.8%
	その他	9	11	13	3	6	42	3.3%
	合計	257	251	239	252	272	1271	100.0%

27年度も、銃器以外の自損事故の原因の半分以上は、「転倒・転落・滑落等」が占めています。

第2位の原因も毎年「獲物の襲撃」に因るもので、自損事故における原因割合としては、いずれもほぼ横ばいで推移しています。

『はやる心を抑え、余裕をもって狩猟を楽しむ』ことを常に気持ちの中に置き、脱包の励行、矢先の安全確認、特に獲物を目視確認～確信の上での発砲を徹底して下さい。

③獲物等の襲撃による事故の獣別発生件数

獲物別襲撃事故	獲物別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	年平均件数
	イノシシ	54	39	37	41	48	43.8
シカ	5	7	7	6	10	7.0	
クマ	4	6	5	13	1	5.8	
その他	2	1	2	2	0	1.4	
合計	65	53	51	62	59	58.0	

銃器以外の自損事故原因で毎年度1/4相当を占める「獲物に襲われた事故」の中では、イノシシによる事故が突出しています。

罠にかかったイノシシがワイヤーを切るなどして狩猟者を襲った事故、半矢のイノシシに止め刺しをしようとした時に襲われた事故等、特に前者は年を追うごとに増加してきています。

クマによる事故は1件に留まりました。

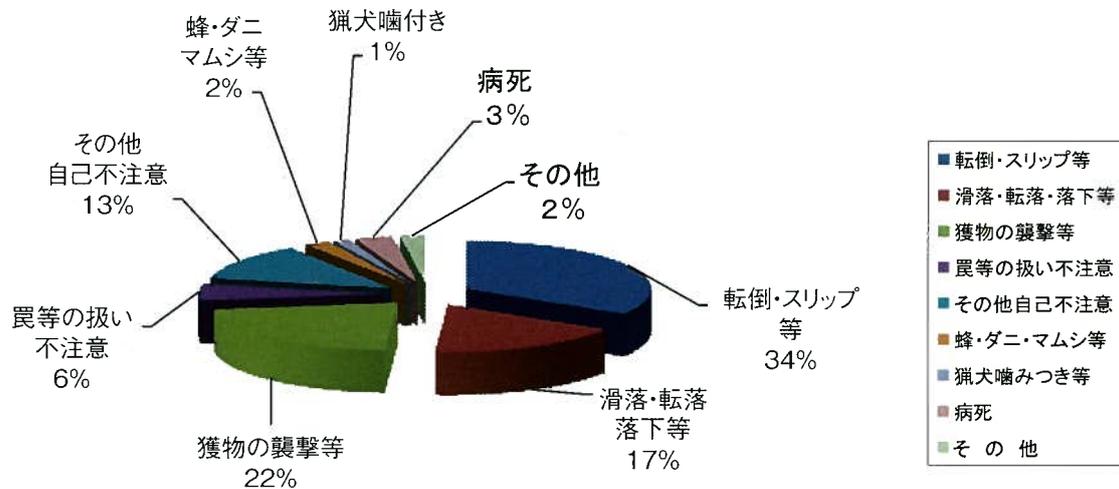
④銃器による自損事故の原因・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	
暴発	1	3			1	2	1			1	3		4
跳弾													0
発砲の衝撃音													0
射撃													0
その他		1				1					1		1
合計	1	4	0	0	1	3	1	0	0	1	4	0	5

⑤銃器以外の自損事故の原因・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	
転倒・スリップ等	0	92	5	10	6	32	39	10	5	10	63	4	92
滑落・転落・落下等	5	42	1	8	6	17	15	6	6	5	27	3	47
獲物の襲撃等		59	2	6	2	29	20	8	3	16	32		59
罠等の扱い不注意		15	1	1	1	5	7	5	3	1	6		15
その他自己不注意		34		1	3	16	18	2	2	2	28		34
蜂・ダニ・ムシ等		6			2		4			3	3		6
猟犬噛みつき等		4				2	2				4		4
病死	9					6	3	1			6	2	9
その他	1	5			1	3	2				6		6
合計	15	257	9	26	21	110	110	32	19	37	175	9	272

銃器以外の自損事故原因グラフ



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	
イノシシ		48	2	6	2	22	16	6	3	15	24		48
シカ		10				6	4	2		1	7		10
クマ		1				1					1		1
その他		0											0
計	0	59	2	6	2	29	20	8	3	16	32	0	59

IV. 平成27年度 事故発生状況等一覧

* (■) …事故発生日の欄にこのマスクがかかっている事案は、共済保険無責もしくは免責裁定事案(精査中事案含む)

* 請求辞退となった事案は除外

1 銃器関連 他損死亡事故

NO	事故発生日	事故発時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H27.10.13	17:00	徳島	73	41	有害	誤射	猿	被害者の依頼で、ニホンザルの有害捕獲中に竹やぶが揺れた為、サルと思い込み誤認発砲し、竹林内にいた被害者が被弾。

2 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	事故発時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H27.5.2	11:30	熊本	63	43	有害	矢先の安全不確認	鹿	シカ猟中に発射した弾がシカを貫通し、猟友の左臀部に着弾。
2	H27.5.17	10:30	新潟	48	2	有害	その他	雉	キジ有害駆除中42m先の池で釣りをしていた人から銃声で耳が痛いと申立て。(因果関係疑義～無責裁定)
3	H28.2.28	11:00	鹿児島	74	41	狩猟	矢先の安全不確認	猪	8名で共猟中、半矢のイノシシを6粒弾で仕留めようと発砲したところ、跳弾となり勢子の被害者と猟犬に着弾。

3 銃器以外 他損死亡事故

NO	事故発生日	事故発時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
該当事故の発生なし									

4 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H27.5.22	9:10	高知	38	1	有害	その他	猿	有害駆除中にサルを撃ったが半矢になり、草刈作業中の被害者の方へ飛び出したため、岩が落ちてきたと思った被害者が2～3m転落し負傷。
2	H27.5.28	10:30	長野	70	40	有害	猟犬噛付	猪	イノシシ有害駆除中、近くで山菜取りをしていた女性の足に連れていた猟犬が噛みつき。
3	H27.10.3	17:30	広島	78	10	有害	猪反撃	猪	有害捕獲用のくくり罠にイノシシが掛かり、設置者に連絡をくれた被害者に猪が襲い掛かったため、川に落ち重傷。
4	H27.10.30	10:30	香川	71	5	有害	猪逆襲	猪	(自損も同時発生) 罠にかかったイノシシの殺処分近づいた際、ワイヤーを切って襲撃され20分ほど右半身を噛まれた。追払おうとした同行者にも襲いかかり負傷。
5	H27.12.5	15:40	香川	67	15	狩猟	猪逆襲	猪	くくり罠に掛かったイノシシが、前足をちぎって被保険者を咬む等して逃走。翌朝、同一と思われるイノシシが近隣の農業者等2名を襲い負傷。
6	H27.12.23	10:00	兵庫	70	40	狩猟	猪逆襲	猪	山中に設置したよこびき罠にかかった大型イノシシが、木の根付けを折り、わなをつけたまま逃げ、林道を散歩中の被害者の太腿を噛み負傷。
7	H28.1.9	12:10	群馬	73	48	狩猟	猟犬噛付	猪	猟犬(3頭?)を放ちイノシシを置いていたところ、うち2頭がハイキング中の家族に襲いかかり、3名が受傷。
8	H28.1.22	9:30	兵庫	68	43	狩猟	自己不注意		被保険者が箱罠の扉の調整中、ピンがはずれて扉が落下し、手伝っていた被害者が左手指先を負傷。
9	H28.1.31	11:30	大分	65	40	狩猟	猟犬噛付	猪鹿	10名での共猟中、猟犬が罠にかかったため外そうとした際、痛みで暴れて噛みつかれ手に負えず、猟友に応援を頼んだが猟友も左手を咬まれた。
10	H28.3.12	14:30	高知	74	50	狩猟	猟犬噛付	猪	山中にてイノシシ猟中、猟犬が人家に繋がれていた犬と喧嘩を始め、止めようとした飼い主と飼い犬がともに負傷。

5 銃器関連 自損死亡事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H28.2.17	11:00	愛知	63	35	狩猟	暴発?		単独銃猟に出かけ、猟を終えて戻った車の脇で銃が原因で死亡しているのを発見。(精査中)

6 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H28.1.11	8:45	三重	68	43	狩猟	銃身破裂	猪	罠にかかったイノシシに向け散弾銃を発砲したところ、銃身が破裂し、左手親指爪下を切断。
2	H28.1.28	14:45	千葉	66	41	狩猟	暴発	猪	猟友とグループでイノシシ猟中、足が滑り転倒。銃口や銃身に砂が付いたため、左手で照星付近を拭いていたら銃が暴発し負傷。
3	H28.3.13	11:30	北海道	85	35	狩猟	転倒暴発	鹿	斜面のシカに接近しライフル銃を構えていたところ、雪面が沈み後方に転倒したはずみで銃が暴発し、右足指に被弾。
4	H28.3.20	7:50	北海道	58	11	狩猟	転倒暴発	鹿	撃とうとした獲物が数メートル移動したため、自分も2、3歩動いたところ、足が倒木にひっかかり転倒し、銃が暴発し負傷。

7 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H27.6.21	15:15	山形	70	41	射撃	病死		支部射撃大会のブロック予選に出場時、観戦中に後方に倒れ救急搬送され病院で死亡。
2	H27.7.21	13:00	高知	62	14	有害	転落		罠を見回りに行く途中の丸太橋から転落し頭部強打し溺死。(AST・帽子不着用)
3	H27.11.7	10:00	高知	70	8	有害	転落	鹿	罠見回りの被保険者が帰宅しないため、家人の連絡で捜索中の猟友が、仕掛けた罠の下約5mに止めさした鹿と共に転落しているのを発見。(AST・帽子不着用)
4	H27.11.27	15:15	宮城	82	50	狩猟	転落	鴨	カモの餌をまくために自宅を出た網猟者が、上体を水中に沈めた状態で川岸に倒れているのを猟友が発見。(AST・帽子不着用)

NO	事故発生日	事故発時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
5	H27.12.5	14:00	大分	77	45	狩猟	転落?	猪	罾見回りの被保険者が帰宅しないため、捜索した結果林道沿いに倒れているところを発見。すぐ上の崖の罾にかかっていたイノシシの逆襲に遇い転落と推測。
6	H27.12.12	11:40	京都	61	0.1	狩猟	疾病	猪	山中の待ち場に着き、狩猟スクールの実習講習中、突然倒れ、3日後に死亡。
7	H27.12.13	8:00	岐阜	62	42	狩猟	疾病	鹿	罾で捕獲したシカを、捕獲場所から引き出そうとした際、忘れ物のため車まで戻ったときに急に倒れ、病院に搬送するも2時間後に死亡。
8	H28.1.10	11:30	香川	64	37	狩猟	疾病	猪	罾にかかったイノシシの捕獲作業中、急に地面に座り込み、しばらくすると反応がなくなったため救急隊を呼び、病院に搬送するも同日死亡。
9	H28.1.19	15:00	長野	71	30	狩猟	疾病	猪	7名で共猟中、半矢のイノシシを追跡中の当人と無線が急に途絶えたため、足跡を追うと山中の急傾斜地で倒れているのを発見。現場で医師が死亡を確認。
10	H28.1.26	17:00	広島	63		狩猟	疾病	猪	くくり罾で捕獲したイノシシの止めさし中に気分が悪くなり倒れ、同日死亡。
11	H28.1.31	14:15	愛知	74	43	狩猟	自動車事故	山鳥	ヤマドリ猟で車2台にて猟場移動中、谷に転落し、病院へ搬送されるも同日死亡。
12	H28.2.7	10:40	長野	62	36	狩猟	疾病		6名での共猟中、次の山へ移動の際に車に来ず、無線に回答もないことから、待機場所に行くとうつ伏せに倒れていて、搬送先病院で死亡確認。
13	H28.2.11	10:30	広島	84		狩猟	疾病		林道近くに仕掛けた罾を見回り後、林道側溝に脱輪しエンジンがかかった車の中で死亡しているところを発見。
14	H28.3.4	13:10	三重	77		狩猟	滑落	猪	猟友3名と共猟中、山中で足を滑らせ滑落し、樹木と激突。翌朝死亡。
15	H28.3.5	10:00	群馬	74	50	有害	疾病		有害捕獲中に急性心筋梗塞で倒れ、病院へ搬送されるも同日死亡。

8 銃器以外 自損傷害事故 (☆本事故区分では、捕獲鳥獣等による襲撃、逆襲の代表的事例のみを抜粋掲載)

NO	事故発生日	事故発時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要・備考
1	H27.4.26	10:00	山梨	69	49	有害	鹿反撃	鹿	有害駆除中、シカの止め刺し時に蹴られ左手を切傷。(親指の筋2本切断)
2	H27.10.30	10:30	香川	71	5	有害	猪逆襲	猪	(他損も同時発生) 罾にかかったイノシシの殺処分近づいた際、ワイヤーを切って襲撃され20分ほど右半身を噛まれた。追払おうとした同行者にも襲いかかり負傷。
3	H27.11.4	17:10	宮崎	78	58	狩猟	猪逆襲	猪	罾にかかったイノシシに発砲し倒れたため、包丁で止め刺ししようと近づいたところ、急に起き上がったイノシシに突進襲撃され負傷。
4	H27.11.26	12:30	福岡	66	40	狩猟	猪逆襲	猪	止め刺しのため罾に近づいたところ、ワイヤーを切ったイノシシに反撃され負傷。
5	H27.12.27	10:30	徳島	72	52	狩猟	猪逆襲	猪	猟犬3頭と絡み合っていたイノシシが、3頭を引きずったまま襲撃してきて、左大腿部を刺され負傷。
6	H28.1.2	11:00	岩手	63	38	狩猟	熊襲撃	熊	クマの足跡と穴を見つけたため、猟友に応援依頼の電話をした後、振り向いたら突然クマが襲い掛かってきて、頭部、顔面、腕などを負傷。
7	H28.1.5	7:30	静岡	62	3	狩猟	猪逆襲	猪	くくり罾にかかったイノシシの喉を切り、グッタリしたので、次に足を切断したところ、突然向かってきて右大腿部を負傷。
8	H28.1.10	11:00	福島	47	2	狩猟	猪逆襲	猪	共猟者6名とイノシシ巻狩り中、半矢のイノシシに体当たりされ転倒。左手薬指と左大腿部を咬まれ、左臀部を裂傷。
9	H28.1.11	14:00	和歌山	48	16	狩猟	猪逆襲	猪	撃ったイノシシにナイフで止めを刺そうとした際、起き上がって手を噛まれた。
10	H28.2.6	14:00	宮崎	70	25	狩猟	猪逆襲	猪	罾にかかったイノシシを止め刺ししようと近づいた際、急突進してきたイノシシに足を払われ、急斜面を転落し、転落中の立木で胸と腰を強打。
11	H28.2.10	11:00	広島	67	15	狩猟	猪逆襲	猪	くくり罾にかかったイノシシの止めさしの際、ワイヤーを切って突進してきた猪イノシシの牙で負傷。
12	H28.2.14	10:00	東京	78	38	狩猟	猪逆襲	猪	罾にかかったイノシシを止め刺ししようと発砲するも急所を外し、罾を切ったイノシシに逆襲され負傷。

狩猟事故共済普通保険約款

第1章 総則

第1条(この保険の趣旨)

- この保険は一般社団法人大日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の会員の構成員(以下、「構成員」という。)のうち、この保険契約を締結した者(以下、「契約者構成員」という。)の相互扶助の理念に即し、生活の安定と福祉の増進を図るため、狩猟事故による損害に備えるためのものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって、契約者構成員が金銭的利益を得るような共済は、行わない。

第2条(用語の定義)

本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属する狩猟者
- 契約者構成員
本会の構成員のうち本保険契約を締結した構成員
- 被保険者
本保険の保障の対象となるものをいい、契約者構成員のことを指す。
- 従たる被保険者
被保険者である契約者構成員と同居及び家計を共にする親族
- 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいう。狩猟者登録を行う地区ごとの保険期間の詳細は本約款第3条に定める。
- 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為
 - 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為(学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的、その他法第9条第1項に基づき環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。)
 - 法第14条の二第9項の規定により法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされる者の従事者として行う鳥獣捕獲行為
 - 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為
- 前ア、イ及びウに掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間(イ及びウについては、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。)をいう。
- 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること。
- 他人
契約者構成員以外の人間で、かつ、契約者構成員と同居及び家計を共にする親族以外の人間をいう。
- 遺族
労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族の範囲および順位をいう。
- 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会をいう。

第3条(保険期間)

- 保険期間(本会が契約者構成員に対し保険責任を負う期間をいう。以下、同じ。)は、当該年度の狩猟期間の始期(北海道は、10月1日、内地(沖縄県を含む。)は、11月15日)から翌年度の狩猟期間の始期の前日までとする。ただし、保険期間中に起きた

事故による損害については、保険期間終了後も、本保険の給付対象となる。

- 北海道の狩猟者登録を受けた内地移住者の保険期間は、前項の規定にかかわらず10月1日から翌年11月14日までとする。
- 放鳥銃猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)に係る狩猟者登録を受けた内地移住者(前項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該猟区に入猟する場合に限り、その猟区の狩猟期間の始期から、翌年11月14日までとする。
- 青森、秋田及び山形の各県の狩猟者登録を受けた内地移住者(前2項に該当する者除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず11月1日から翌年11月14日までとする。
- 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間の始期より前に設定した都道府県においての狩猟者登録を受けた者(前3項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該都道府県で狩猟する場合に限り、その都道府県の狩猟期間の始期からその狩猟者登録を受けた者の居住地の翌年度の狩猟の始期の前日までとする。

第4条(保険金の支払事由)

- 他損事故保険金
被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。
- 自損事故保険金
 - 被保険者が狩猟行為中の事故により、被保険者自身の生命、身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。
 - 被保険者が狩猟行為中の事故により、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、従たる被保険者の自身の生命、身体を害したときは、本会は、従たる被保険者に対して本約款に定める基準に従って保険金を給付する。
- 狩猟行為中疾病死亡保険金
被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額 -他損事故保険金)

- 他損事故による死亡
被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。
- 他損事故による傷害
被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。
- 他損事故による後遺障害
被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を前項で算定した金額に付加して給付する。
- 係争等にかかる弁護士費用
第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算する。
- 支払保険金の限度額
第1項から第4項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに、合算して4,000万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額 -自損事故保険金)

- 自損事故による死亡
被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる

被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2. 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その傷害が原因で平常の生活又は業務に服することができない場合は、事故のあった日から180日を限度として、1日につき3,000円を、傷害を被った部位およびその症状に応じた別表2に定める日数を乗じた金額を保険金として給付する。

3. 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その直接の結果として被保険者自身が後遺症を残したときは、別表3に定める区分にしたがい保険金を給付する。

4. 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき、合算して300万円を限度とする。

5. 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第4条第2項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第4条第2項の傷害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6. 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと又は契約者構成員もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為中疾病死亡保険金)

被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは、100万円を自損疾病死亡保険金として給付する。

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は、保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故(当該猟犬の咬傷による他損事故について、過去に保険金の給付を行っている場合に限る。)

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
2. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算出した金額を当会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度と

する。

第10条(保険料の払込方法)

契約者構成員は、都道府県狩猟団体を通じて、現金の一括払いにて当会に保険料を払い込まなければならない。

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、契約者構成員、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

契約者構成員が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書または告知書において本会が告知事項として質問した事項については、契約者構成員または被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

契約者構成員または被保険者(これらの者の代理人を含む。以下、同様。)は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 契約者構成員が住所または通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

1. 契約者構成員または被保険者が、第13条の規定により本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向けて保険契約を解除することができる。
2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができる。この場合、本会は保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていたときは、本会は、その全額の返還を請求することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、保険金を支払う。
4. 保険契約の解除は、契約者構成員に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、契約者構成員または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、契約者構成員または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続したとき

第17条(重大事由による解除)

1. 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には保険契約を将来に向けて解除することができる。

- (1) 契約者構成員が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
 - (2) 従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合。
2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によ

てこの保険契約を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

3. 本条による解除は、契約者構成員に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

本会の契約者構成員は、都道府県狩猟団体に会費を納入したときに、この保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに、受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときは、この限りでない。

第19条(契約者構成員による保険契約の解約)

契約者構成員は、次の各号に該当する場合に、本会所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができるものとする。

(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2) 狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻-契約者構成員による解約の場合)

前条の規定により保険契約を解約する場合、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止し、これを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠ったときは、本会は、保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

1. 契約者構成員または被保険者は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県猟友会長を経由して、事故発生概況報告をしなければならない。

2. 契約者構成員または被保険者が正当な理由なく前項の報告を怠ったときは、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

本普通保険約款に基づき、被保険者または被保険者の遺族が保険金を請求する場合は、事故発生後1年以内に別表4に定める書類および本会が必要に応じて求めるその他の書類を本会に提出しなければならない。

第24条(保険金の支払時期)

1. 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から90日以内に都道府県猟友会長を経由して、被保険者又はその遺族に保険金を給付する。

2. 前項の確認をするため、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者会員または保険金受取人に対して通知するものとする。

3. 前条及び前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者会員または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

1. 本会は、契約者構成員に対して、保険期間の満了日までに更新前契約の満了および更新について通知する。

2. 契約者構成員は、契約を更新しない場合、もしくは契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間の満了日までに本会へ通知しなければならない。

3. 契約者構成員から前項の通知がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、本会は、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4. 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定および保険料率を適用する。

5. 本条の規定により保険契約を更新した場合、本会は、契約者構成員に対して保険契約証券等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額または保険金の減額等)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て、次の変更(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)を行うことがある。

(1) 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること

(2) 保険契約の更新を行わないこと

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了の日の2ヶ月前までに契約者構成員に通知する。

第28条(保険金の減額)

1. 第4条第1項に定める他損事故の被害者が本会の構成員である場合、第8条の事由に該当しない場合であっても、当該被害者である構成員に次に定める重大な過失が認められるときは、本会は支払うべき保険金の額から、審査委員会の裁定基準に従い5%の額を上限として(ただし200万円を限度とする。)減額することができる。

(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの(以下、「獵服等」という。)の双方またはその一方を着用していなかった場合。

2. 第4条第1項および第2項の事故の際に、被保険者構成員が次に定める順守義務違反が認められる場合、本会は当該被保険者構成員に支払うべき保険金の額から、10万円を限度として別表5に定める金額を減額することができる。

(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの双方またはその一方を着用していなかった場合。

第29条(保険期間中の保険料の増額または保険金の削減)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険期間中において、行政庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)を行うことがある。

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の契約者構成員に通知する。

3. 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の承認を得てこれを定め、本会がこの普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1. 保険金の裁定に不服のある契約者構成員または保険金の受取人は、裁定通知をうけた日から30日以内に、本会に対し異議の申し立てをなし、再審査を請求することができる。

2. 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば、再度保険金の給付の有無並びにその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

契約者構成員は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に本会に保険金の請求をしなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り、保険金を請求することができるものとし、3年を経過したときは、契約者構成員は、保険金を請求する権利を失い、本会は、保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

契約者構成員または保険金受取人は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

1. 被保険者が第6条の事故もしくは第7条により死亡したときは、保険金はその遺族が請求し、かつ、受領する。

2. 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

1. 契約者構成員は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。

2. 前項の規定に違反し、これを譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(契約者構成員相互の事故)

契約者構成員相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者のみが保険金を請求することができることとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によることとする。

別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したものの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したものの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したものの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したものの	
	7 1下肢の用を全廃したものの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	

等級	後遺障害	てん補限度額
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したものの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したものの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したものの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したものの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したものの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	6 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7 1手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したものの	
	8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	598万円
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	7 脊柱に奇形を残すもの	
	8 1手のなか指又はくすり指を失ったもの	

等級	後遺障害	てん補限度額
第11級	9 1手の示指の用を廃したものの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したものの	598万円
	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの	
	11 胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円
	2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8 長管骨に奇形を残すもの	
	9 1手のなか指又はくすり指の用を廃したものの	
	10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの	
	12 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	13 外貌に醜状を残すもの	
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの	268万円
	2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5 1手の小指を失ったもの	
	6 1手の拇指の指骨の一部を失ったもの	
	7 1手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指を廃したものの	
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	

第14級	4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	150万円
	5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6 1手の小指の用を廃したものの	
	7 1手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	8 1手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9 1足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したものの	
	10 局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 部位症状別給付日数(自損)

	部位(単位:日)											
	頭部	顔面部				頸部	胸部、腹部、背部、腰部 または臀部		上肢		下肢	
		眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯牙		胸腹部 (含、胸骨・肋骨・ 肩甲骨)	背部・腰部・ 臀部 (含、腸骨)	手指を除く 上肢	手指	足指を除く 下肢	足指
打撲、おん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	7	14	14	7	-	7	7	7	7	7	7	
挫創または挫減創 (含、動物による咬傷)	14	14	-	14	-	14	14	14	14	14	14	
骨折または脱臼	60	21	-	-	-	60	21	60	35	21	42	35
欠損または切断	-	21	-	14	7	-	-	-	60	21	70	30
筋または腱の断裂(完全に切断され た状態)	-	-	-	-	-	-	-	-	35	21	35	14
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	120	42	60	-	-	70	-	70	35	21	35	14
脊髄の損傷または断裂	-	-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-
頭蓋内の内出血もしくは血腫または 眼球の内出血もしくは血腫	60	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしくは破裂または鼓膜、 眼球の損傷もしくは破裂	-	-	30	14	-	-	60	-	-	-	-	-
熱傷	5	5	-	5	-	5	5	5	5	5	5	5
アレルギー、その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注1)表中の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなす。

(注2)同一事故により被った傷害の部位及び症状が表中の複数の項目に該当する場合、それぞれの部位及び症状に適用されるべき日数のうち最も多い日数に該当する部位および症状に対してのみ保険金を給付する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額
1.眼の障害	単位: 万円
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2.耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3.鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4.咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5.外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6.脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に奇形を残すとき	45
7.腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	180
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残したとき	15
8.手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9.足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10.その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11.上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必要書類
他損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・被害者の診療明細書 ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書面 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷による場合は、当該猟犬についての届出書
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・鳥獣捕獲中に発生した第6条の事故(親族に対する他損事故)の場合、鳥獣捕獲許可証もしくは従事者証
狩猟行為中疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し)

■別表5 保険金から減額する金額

第28条第2項の規定により保険金から減額する金額は以下のとおりとする。

順守義務違反の内容	保険金から減額する金額
配布ベスト及び帽子又はこれと同等程度の識別効果のあるベスト又は帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額(但し、10万円を限度とする。以下、同様)の100%
上記ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の70%
上記帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の30%

狩猟事故共済 重要事項説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中に疾病により死亡した場合に共済保険金をお支払します。

(2) 補償内容

*本共済保険はその発足趣旨等から、基本的に「狩猟行為中」(猟場に足を踏み入れたときから、猟場から足を踏み出したときまで)の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは種々相違があることにご留意下さい。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については狩猟行為中の事故のほか、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(含、暴発)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払します。

②<自損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払します。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見做されません。(但し、有害捕獲に関わる行政、自治体からの依頼・要請・指示を除く)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や、林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは看做されず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に関わらず、受傷部位と症状別の一覧表明示により、固定化しています。

③<狩猟中疾病死亡>被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、7日以内に死亡したときに保険金をお支払します。

④【保険金をお支払いできない主な場合】次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*当日の猟の途中や猟場の移動中等でも、理由の如何、自損・他損を問わず、共済保険では公道上での事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政等公的機関からの要請・依頼等による緊急捕獲出動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必須です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(所持の許可を受けて所持する銃器の発射(含、暴発)に起因する他損事故を除く)の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故(当該猟犬の咬傷による他損事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る)

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②契約者(=被保険者)または一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、原則として更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、③<狩猟中疾病死亡>100万円、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種狩猟登録者が1500円、それ以外の狩猟登録者が750円で、払込方法は契約時に(本会会費に包含される形で)現金一括払となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者(保険の対象となる方)が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、

②契約者構成員が住所または通知先を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告をして下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1.-(2)-④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①~④の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者が、この保険契約の保険金を搾取る目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

③この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

④上記①~③のほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①~③に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払い(本会会費の中に上記2.の保険料も包含)のみの取扱いにて、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間未経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって、被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

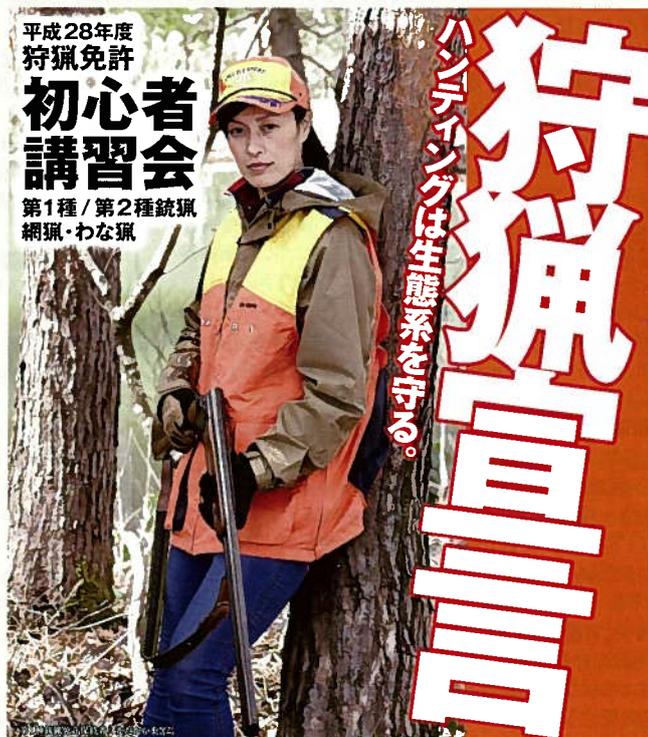
11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

ひと 「ポスターの女性」紹介

今年度の初心者講習会用ポスターのモデルで、猟銃を持つ凛々しい女性は、新潟県猟友会会員の片貝正子さんです。

片貝さんは現役のハンターで、お仕事や家事の傍ら、狩猟期以外にも有害鳥獣駆除で活躍されています。



プロフィール

- 所属：新潟県猟友会長岡支部
- 出身：新潟県長岡市
- 所有狩猟免許：第1種銃猟免許
- 狩猟歴：3年目
- 所持銃：ペラツツイ
- 主な獲物：ニホンジカ、イノシシ、鴨
- 狩猟以外の趣味：和太鼓、サップ

片貝さんからのひと言

私の曾祖父は、苗場山で山小屋を営んでおりました。隔世遺伝で曾祖父のように大自然との共有が大好きなようです！ また、自分で狩りをし、解体、捌くといったことに最初から最後まで携わり、命を頂くという経験は大切な事だと思っています。有害駆除については、農家の方々のお役に立てることができるよう努力しています。

飯利支部長、先輩猟師のもと、これからも楽しく安全に狩猟が続けられるように、前向きにチャレンジ精神を持ち日々精進したいです。

平成28年度 日猟会報（通巻第42号）

発行 平成28年9月1日

編集発行者 佐々木 洋平

発行所 一般社団法人 大日本猟友会

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 新日本法規出版株式会社



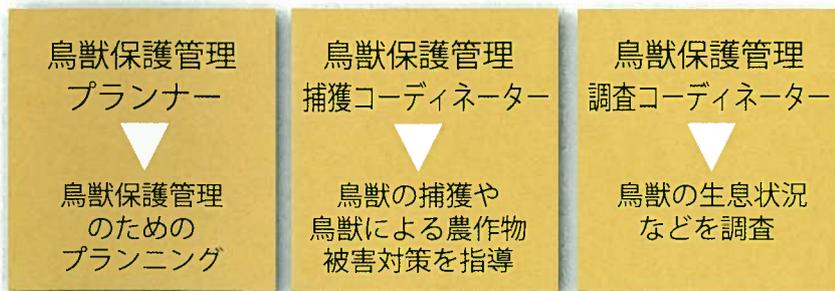
鳥獣プロデータバンク

地域の鳥獣保護管理に役立つ専門家を紹介・登録します

科学的・計画的な鳥獣保護管理を推進するために、
あなたの技能が求められています。

鳥獣保護管理の専門家を登録します

人材登録事業の登録者の専門分野と各分野の役割



応募方法は以下のURLで「登録する」をご参照ください

鳥獣保護管理に係る人材登録事業URL (環境省ホームページ内)
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

もしくは、



登録されると・・・

- ◆ 鳥獣保護管理人材登録のホームページに名前・専門分野・対象種・活動地域等が掲載されます。
- ◆ 「アドバイスがほしい」「研修会の講師としてきてほしい」等、地方公共団体等の申請に応じて登録者を紹介します。
- ◆ 最近では、業務の入札等の際に登録者が配置されていることが条件・加点要素になっている例があります。

※これは求人広告のポスターではありません。
 ※この事業は、鳥獣保護管理に係る専門家に関する情報を提供するものであって、登録によって公的な資格や権利が付与されるものではありません。
 また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。



獲物の確認
矢先の確認
脱包の確認
足場の確認



 会員の皆さんへ



確認を怠らず、安全狩猟に努めましょう！

近年、わな猟でイノシシに逆襲される事故が多発しています。
止めさし時などには十分注意して下さい！
また、くくりわなのワイヤーはしっかりと固定し、十分強度がある新しいワイヤーを使用しましょう！